

令和3年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第3回東彼杵町議会定例会は、令和3年9月7日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

6 散 会

開 会（午前 9 時 27 分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 3 回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をいたします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会において所管である総務課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

役場新庁舎建設に関わる整備構想について

2 調査年月日

令和 3 年 7 月 27 日及び 8 月 20 日

3 調査内容及びその結果

総務課の所管である東彼杵町役場新庁舎建設に関わる整備構想を 7 月 27 日に総務課長、8 月 20 日は町長部局より申し入れがあり、町長・副町長・総務課長から説明を受けました。

東彼杵町庁舎は、本館部分が昭和 36 年の建築で、法定耐用年数を超え、耐震基準も満たしていないことから、庁舎移設又は移転建替が急務となっております。更に長崎県からの命令により令和 7 年 3 月末までに本館部分の除却工事に着手又は耐震診断の結果報告を行う必要があります。

委員会では、7 月 27 日に総務課長からの概要説明、そして 8 月 20 日に町長、副町長から詳細な説明を受けました。

町長部局より時間的猶予が迫っているなか、令和 4 年 3 月の議会で当初予算ということで報告をしないといけないということで次のような案が出されました。

①新築の場合

建設費用：10 億 9610 万円

- ・現在ある図書室、むつみ荘を解体し庁舎を新築移転する。

②(イ)福祉センター、教育センターへの移転

改修費用：5 億 6070 万円

- ・同一階に全ての役場機能を配置できる

- ・応接室、更衣室や印刷室など十分な面積の確保が可能
- ・水没により事業継続が困難となる可能性がある
- ・事務スペースに柱が立つ
- ・介護事業所の運営が困難

(ロ)保健センター、教育センターへの移転

改修費用：5億6020万円

- ・災害対策本部や電算関係設備の高所配置により事業の継続性が高い
- ・事務スペースに柱が立たない
- ・更衣室面積が狭くなり、休憩室の確保が困難
- ・増床工事により事業が煩雑となる

③現庁舎の耐震化

以上の3案について説明を受け、その結果、委員から以下のような意見がありました。

- ・総合会館に移転した場合、社会福祉協議会、NPO法人の事業所があり、役場庁舎としては好ましくないのではないか
- ・教育センターを歴史民俗資料館内に移転は出来ないか検討すべき
- ・閉校した3小学校の跡地活用は検討していないのか
- ・社会福祉協議会や福祉センター等を別棟で新築移転し、集約して機能の充実化を図ったかどうか（新築後貸与する）
- ・総合会館東側の駐車場（無舗装部）には建物は建てられないのか

いずれにしても時間的猶予が限られており、庁舎の位置を決める議決も必要であり、令和4年の3月議会に当初予算として議案の提出をしなければならないこともあり、議会と町長部局が一体となり進めることが重要である。

早急に議会として庁舎整備特別委員会を設置し、議員全員で検討することが大事とのことで全委員一致した。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会の所管である農林水産課及び建設課についての調査結果を、下記のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 令和3年7月28日
- 2 調査事件
 - ①新構造改善加速化支援事業
 - ②塩鶴川溪流保全工事
 - ③深澤道路（2級町道中岳幹線）改良事業
 - ④大野原高原線（法音寺工区）改良工事
- 3 場所 現地

4 調査結果

本町の特産品目であるお茶に係る事業内容・効率等と各建設に係る事業の進捗状況を現地調査しました。

①令和 2 年度新構造改善加速化支援事業については、茶乗用型機械の導入がされており、摘採機 7 台、防除機 2 台、管理機 1 台を組合員 10 戸の農家で構成し利用されている。事業要件としては、認定農業者等の組織する 3 戸以上の団体、補助率 5 分の 2 以内（農業用機械 3 分の 1 以内）、市町の義務負担（補助対象経費の 10 分の 1 以上）があることとなっている。事業費は 6419 万 1600 円で、県補助金 2120 万 7000 円（3 分の 1 以内）、町補助金 636 万 3000 円、受益者負担金 3662 万 1600 円である。また、数値目標としては、令和元年の茶栽培面積 6,034 a、荒茶生産量 86,188 kgを、令和 4 年には茶栽培面積 6,809 a（775a 増）、荒茶生産量 99,411kg（13,223kg 増）とされている。各種機械の能率については、以前の歩行型等の機械と比較して労働力の軽減が図られ、作業効率が 2 倍から 5 倍とのことで事業効果が見られる。また、管理も適切にされている。

委員会では各種支援事業については、JA と連携を取り周知徹底を図られたいとの意見がありました。

②塩鶴川溪流保全工事（第 1 工区）左岸については、鉄道・運輸機構の委託を受けて本町が発注している左岸工事で、当初、昨年 9 月の工事請負金額 5786 万円が、岩石等の処理に費用を要するとのことで、2 回の補正予算により最終的には 1 億 2720 万 1800 円となり、完了している。また、（第 2 工区）右岸工事については、7 月 19 日に工事請負契約が 4433 万円で結ばれている。

委員会では、工事箇所上部に大きな岩石が点在していることから、災害等が発生しないような対策を講じられたいとの意見がありました。

③深澤道路（2 級町道中岳幹線）については、広域農道高峰交差点から L=3,800mW=7m で辺地対策事業により計画されており、現在約 1,000mについては詳細設計が済んでいる。現地視察の折、議会で示された高峰交差点から約 500mについては幅員 7mでやむを得ないとしても、その先は、今後人口減少が予想される中山間地域の世帯数や交通量等を勘案し、大型車両等の離合場所の確保や蓋つき U 字溝の設置により、5mの幅員が確保できれば良いのではないかとの意見が全委員よりあり検討されたい。

④大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）については、谷口から国道 34 号線に通じる道路の彼杵川に架かる橋桁の上部工事で、請負契約が 9570 万円で結ばれている。現在、橋桁の現地製作するための準備が進められている。国道交差点付近は、墓地等もあり移転先等関係者との協議を早急に進め、全体の工事期間も単年度で終了するよう予算確保に努められたいとの意見がありました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第 1 号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、要請第 1 号人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念

を国要請すること、陳情第2号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての陳情は、配布のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日、ここに令和3年第3回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、今回の8月豪雨によりましてお亡くなりになられました方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げ、一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

今議会におきまして、条例制定2件、財産の譲与1件、専決処分承認4件、補正予算4件、決算認定9件、工事契約2件、教育長の任命1件、諮問1件、報告1件をお願いをいたしております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、行政報告をいたします。

最初に、今回の大雨につきまして報告をいたします。8月11日水曜日13時55分に大雨警報、8月12日木曜日11時55分洪水警報、8月13日金曜日19時20分土砂災害警戒情報、8月14日土曜日真夜中の2時15分に大雨特別警報が発令され、警戒レベル5の緊急安全確保の発動をいたしております。8月11日から17日までの避難情報等を放送し、8月17日17時にすべての避難を解除いたしております。避難されました方は、7日間で延べ144世帯531名となっています。累計雨量としましては、11日から17日までが965mmで、時間最大雨量が14日の朝8時から9時までの46mmでございました。そして、8月の総雨量は1,205mmとなり、過去15年間で月間最大雨量となっております。

先ほどの大雨特別警報につきましては、線状降水帯の予想が出まして、8月14日午前2時15分に発令され、真夜中ではございましたが警戒レベル5の発動をいたしました。当然、この時間帯の避難は危険と困難が伴いますので、命を守るための行動をとっていただくために自宅の上階か崖から離れた部屋の避難指示も含まれております。また、国道205号が、8月14日正午から全面通行止めとなりまして、翌15日18時までの開通の間、大変ご迷惑をおかけしました。また、9月3日現在の被災状況につきましては、公共土木災害が河川19か所、道路5か所の被害額約3億円となっております。農林災害につきましては、報告件数85件のうち認定件数が農地32か所、施設8か所の被害額が約9000万円となっておりますが、今後の申し出や調査によっては増減することもあります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきまして、感染者数の急増によりまして、長崎県独自の緊急事態宣言が9月6日まで発令されていましたが、各県の感染状況を踏まえ8月25日の政府本部会議において、本県を含む複数の地域を対象にまん延防止等重点措置が適用されました。適用期間は8月27日から9月12日までとなっております。先日は、町内での10歳未満の感染者も発表されているところであり、基本的なマスク、手洗い、手指消毒、換気と密を避けることは引き続きお願いをしていきたいと思っております。特に、新型コロナウイルスが変異株に置き換わりつつある今では、ひとつの密でも感染の危険性があると言われておりますので、よろしくお願いをいたします。

ワクチンの接種状況といたしましては、集団接種希望者の1回目は、9月4日土曜日にすべて終了し、2回目も9月25日土曜日に全て終了の予定でございます。これまでの町民皆さまのご協力に感謝を申し上げます。

それでは、配布をしています資料の中から3点ほど説明いたします。

6月22日に県町村会で、県知事と県議長に対し地方財政基盤の充実強化、道路網の整備促進について、ひとり親家庭、障害者福祉医療費の現物給付について、大村湾栽培漁業の推進、新規就農者に対する事業者の要件緩和についてなどを要望いたしております。

8月7日、町戦没追悼式を行いました。今年もコロナ禍のため密を避けるということを前提に、人数制限で随時の形にさせていただいております。

8月16日、東京2020パラリンピックの聖火を各町で採火し、県で1つの火とするために東彼杵町では障がい者支援施設常明園さんにご協力いただき、窯業炉の火から採火をさせていただき、県庁での集火出立式が行われ、入所者の光森様も出席をいただいております。そして、東京で各県の火が1つとなり、聖火台に灯り、9月5日に閉会式が行われております。以上で行政報告を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番議員、後城一雄君、8番議員、浦富男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間にしたいたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月16日までの10日間に決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間を短縮したいと思っておりますので、質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

順番に発言を許可します。はじめに5番議員、大石俊郎君の発言を許します。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

おはようございます。

それでは、早速ですが一般質問をさせていただきます。今回は2件の問題について質問をさせていただきます。

最初に、通告書の訂正をさせてください。1番タイトル、6月定例会における町長、教育長の答弁、154日間となっておりますけれど、これを106日間と訂正させてください。実は、これは154日の間、48日間は既に停職6か月の処分を受けておりますので、それを引いた日数106日間となります。質問を続けます。

1、6月定例会における町長、教育長の答弁（106日間欠勤の正当な理由）の進捗状況確認について。

(1) 町長は、欠勤問題について町の顧問弁護士と協議して報告をしたいと答弁しておられました。町の顧問弁護士と協議をされたのかどうか。されたとすれば、どのような点について協議をされたのか。協議をされたのであれば、その内容（項目のみ）についてお伺いします。細部については、降壇してからお尋ねいたします。

(2) 教育長は、欠勤の正当な理由とは、本人が出勤できない状態であり、病気が正当な理由ですと、このように答弁をされました。また、病気が正当な理由に当たらない場合、どのように処置をされるのかという質問に対し、確認しますと答弁をされています。

その確認はされたのか。確認をされたのであれば、どこに確認をされたのか。その点をお伺いします。細部については降壇してからお尋ねします。

大きな2番目、町長の選挙公約事項、「中学校の位置」の検討に対する政策の進捗状況について。

町長の選挙公約によると中学校の位置は、教育委員会の提言どおり統合から5年間を目途に検討する（令和6年3月）と公約をされています。その期日があと2年7か月に迫っています。その検討状況は、現在どのようになっているのか。特に、下記事項についてお尋ねします。

(1) 現在、検討委員会等の立ち上げはなされているのか。なされている場合、立ち上げの時期はいつだったのか。また、その検討委員会等の構成委員は、何名で構成されているのか。

(2) 総合教育会議において、中学校の位置問題を議題として開催されたことはあるのか。また、それはいつ実施されたのか。

(3) 総合教育会議が開催されていた場合、3校を1校とする小中一貫校、若しくは義務教育学校の設立という観点から、検討されたのかどうか。検討した、検討はしていないの結論のみお伺いします。

(4) 新築する場合、町長としての考えは、現在位置と考えるおられるのか。それとも、別の場所への移転と考えるおられるのか。その点についてお伺いします。細部については、降壇してからお

尋ねします。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問に対してお答えをいたします。

項目だけでございますので、正当な理由が認められるかどうかについて弁護士に確認をいたしております。

次に学校のことでございますが、中学校の位置でございます。検討委員会の立ち上げにつきましては、検討委員会等は設置をいたしておりません。

○——△——

——△——△——

○町長（岡田伊一郎君）

していません。

それから、次の総合教育会議でございますが、令和2年5月11日開催の総合教育会議、その他の事項の中で東彼杵中学校校舎建設について町民の意見を聴いて検討したいと発言した経過はございます。

次に、3番目の小中一貫校、若しくは義務教育学校の件でございますが、そういった検討は今のところしていません。

それと、新築をする場合でございます。その位置でございますが、町民の皆さんの意見を聴いて考えることを基本としておりますので、今ここで、どこにするという回答は、まだはっきり申し上げることはありません。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

大石議員の2点目の質問にお答えいたしますが、その前に、質問がありました中に、申し訳ございませんが、本人が出勤できない状態であり、病気が正当な理由ですと答えたとおっしゃいましたが、私としては、その中に病気も入ると思えますと、その中に病気も入ると思えますと答えたつもりで、議事録で確認をお願いしたいと思います。

それでは、欠勤の正当な理由についてどこに確認したのかということですが、長崎県教育庁総務課と町の顧問弁護士事務所に確認いたしました。登壇しての答弁は以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

それでは大きな1番目から質問してまいります。

まず町長は、欠勤問題について協議をしたというお答えでありました。では、どこで協議されたのか。もう一つは協議された内容、項目だけで結構です。どういうことについて、何を協議されたのか、その点だけお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは町が委託をしています法律事務所であります。福岡にございます顧問弁護士の方に相談をいたしております。協議をした状況につきましては、正当な理由につきましてはの判断基準、これをご指示を頂いているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

福岡の、町が委託している顧問弁護士の方ということです。正当な、今回、教育委員会の職員の106 日間に及んだ欠勤、正当な理由に、教育長が言っておられる病気も入ると思いますというこの病気、病気が正当な理由に当たるのかどうかについてお尋ねされたんでしょうか。この点をお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

少し長くなりますけれどもよろしいでしょうか、回答が。

○——△——

——△——△——

○町長（岡田伊一郎君）

その病気が該当するかどうかを確認をいたしております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

その結論としては長くなる、本当は長くなるんだけど単的に言うと病気も正当な理由に該当するという顧問弁護士の回答であったということに、町長の答弁だったと思います。

では、その福岡の顧問弁護士の方、差し支えなかったらお名前を教えてくださいませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、当然、役場で予算を議決する時にお願いをいたしておりますので、上野法律事務所という所でございます。

○——△——

——△——△——

○町長（岡田伊一郎君）

上野法律事務所です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

顧問弁護士と協議されたことはわかりました。では、町として顧問弁護士と相談される前に、やはり県にも専門の部署がありますよね。そこはされなかったのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

いろいろ法律の解釈につきましては、例えば、県が下ろしてきた法律については、県にお尋ねをすることがございますが、今回は町で発生した事案でございましたものですから、そういう形で、町独自で対応しました。そういうことでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

わかりました。また後で、いろいろ質問させていただきますけれど、次に教育長へのご質問でございます。

病気が正当な理由になるかどうかという問題については、病気も含めてですよ。県の方に、総務部とか、総務部に相談をした、こういう回答でございました。では、その確認結果はどういう、今、町長が言う正当な理由に該当したのかどうか。どちらでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

長崎県教育庁総務課でございます、問い合わせをしたのはですね。回答によりますと、欠勤の事例が生じていないので答えられないとの回答でございました。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

欠勤の事由がわからないからですか。答えられないとの回答だったのですか。もう一度ちょっとお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

欠勤の事例が生じていないということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

じゃあ、事例が生じていないということは、私が一般質問通告しました 106 日間の欠勤は生じていないというふうに捉えてよろしいんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

県の職員の方で、そういう欠勤をした者がいないということになると思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

県の方で欠勤の事例が生じていないから答えられない。こういうことですね、わかりました。

私が県の方に相談いたしました、総務課に。その担当職員の方は他の事例を挙げて、正当な、今回の我が町の場合は、欠勤の正当な理由には答えられないと、こういう回答でございましたけれど、一致しています、これはいいです。私が電話で確認した担当者がですね、そのように申し出ておりました。これは、また後で質問させていただきます。

これから町長と教育長に質問させていただきます。なぜ、私がこの件で何回も、何回も質問、しつこいと言われる議員もおられますけれど、私が調べた限りにおいては、この職員の欠勤は、正当な理由にならないというのが私の調査した結果でございます。やはり、懲戒処分をすべきというのが妥当であるという私自身はですよ、考えております。

だから、あとでずっと質問していきますよ。この職員、今、病気で休職中ですよ。この職員の方は、ちょっと問題がずれますけれど、現在、どこで療養しておられるのですか。これは教育長ですね。どこで今、療養しておられますか。実家の方ですか、町内ですか。このどちらかでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

基本的には自宅で療養しております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

教育長は、欠勤の正当な理由について、本人から連絡があった。そして出勤できない状態、病気とかいろいろあって、それが正当な理由。こういうふうに答弁をしておられたわけですね。では、今後、今後、他の職員の方が同様な病気とか、今回の職員のような事例になった場合、こういう 106 日間に及んでも連絡さえすれば、欠勤しても正当な理由になるというお考えですよ。したがって、懲戒処分の対象とはならない。こういうのが教育長の見解。もし間違っていたら訂正してください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

出勤できない理由を連絡さえすれば無断欠勤にならないということではない、処分されないということではありません。その欠勤した理由が問題になると考えております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

じゃあ、もう少し欠勤した正当な理由について、もう少し、教育長、詳しく教えていただけます。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

以前から病気も含まれるということで話しをしておりますが、その他に、いろいろ事例はあるかと思いますが、どうしても出勤できない事柄、事故に遭ったとか倒れたとか、いろいろ考えられると思います。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

教育長、私はですね、確かに色々な事例はありますよ。私は、今、教育長がおられる、今、休職中の職員の方の正当な、106 日間に及んだ理由を聞いているわけです。あとで私も言いますが、正当な理由はこういうのもありますよと後で言います。今の教育長のやつは、他の事例のことを転嫁した答弁であって、私が尋ねているのは、教育委員会に所属している、今、休職中の職員の方の正当な理由というのは、休んだ理由は何ですかとお伺いしているんですよ。答えになっていませんね。何か付け加えることがあったらお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

本人のプライバシーに関わることだと思っておりますので、具体的な病名は避けたいと思っておりますが、大きく括りますと精神疾患というふうに申し上げておきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

確かに、病気、精神的な疾患というのは病気です。これは、しかし病気であればこれは違うんですよ。病気休暇であり、病気休暇は 90 日です。90 日過ぎれば休職なんですよ。そういうふうになっているんですよ。これは、国家公務員であれ地方公務員であれ、そうなっています。ただ、90 日超える場合、但し書きがあります。例えば結核とか、あとは 180 日以上過ぎてその期間があれば取れるという場合もありますけれど、この職員の場合それに該当しないんです。だから本質的には、今、教育長が言われたのが正当な理由であれば病気休暇で処置をし、次いで休職という段階に進むべきだったんですよ。まあ、ここはいいです。

次の質問に行きます。それで、今、教育長が述べられたこと、懲戒処分権者は教育長にらず、教育委員会です。教育委員会。教育委員会にはあと教育委員さん、あと 4 名おられます。ね、合議制なんですよ。じゃあ、こういうことをしょっちゅうしたということは、教育委員会として他の教育委員さんたちも了承したということで捉えて良いですか。どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

了承したということで捉えられて結構でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

じゃあ、まとめますと、教育長は、正当なく欠勤した理由は、本町の場合は精神的な疾患で病気だったという答弁でした。それで、この職員は106日間の欠勤に及んでしまったという理解をいたしました。

今回の私の質問は、こういう職員が精神的疾患で病気になった、来れない、欠勤をしたということが、そういう状況で、連絡さえすれば正当な理由となり得るのかどうか。ここは今回の最大の論点なんです。この論点、間違っていると思ったら間違っているとおっしゃってください。お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

事前に連絡すればそれで無断欠勤にならないか、欠勤にならないかと言いますと、そうではなくて、理由、先ほど言いましたように理由が問題になると思います。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

だから、精神的理由を申し上げられたではないですか。だから、そういう前提でということをおは申し上げているんですよ。いいですね。

それで、この件に関して県教育庁法務監察官、私先ほど言いましたよ、私も確認したんですよ。県の専門部署、総務課にもありますから、総務部、そこも確認いたしました。だからちょっと違うんですよ、教育長の回答、県の回答と。答えられないと言ったじゃない、事例がないと。答えていただきました。私が調べたところは、欠勤の正当な理由とは、自分ではどうしようもできないものが該当をする。これは県の方ではなくて、もっと法律的に詳しい方の説明です。

資料を配っていますよね、資料1の欠勤における正当な理由に該当するものというのがあります。その2を見てください。大きな2番目、この正当な理由の該当は、基本的には自分ではどうにもならないものは該当します。①自然災害で公共交通機関が停止し出勤できない状態。こういう時、意識がなくなったり、携帯電話がどこかいったりして触れないという、話しもできないということは、当然勤務場所に報告できないんですからやむを得ない。まあ、しかし、これも数日程度でしょう。

2番目、交通事故に遭い意識不明で入院した場合。意識不明ですから連絡しようとしてもできませんよね、これは不可能ですね。当然これは正当な理由になります。

3番目、急な体調不良で救急車で運ばれた場合。電話をする人もいない、家族もいない、誰もいないような場合、これも正当な理由になります。これも、しかし数日程度、意識不明にならないと思います。こういうことなんですね。

次の質問いきますよ。これが正当な理由なんです。欠勤した職員は、理由を証明する必要があります。後々のために文書で提出させるべきです。その理由を提出されていたんでしょうか、欠勤の理由。提出されていたかどうか、文書で。お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほど正当な理由に該当するもの3つ言われましたけれど、私も調べました。この3つは確かに書いてありました。その後になどと、など書いてありましたので他にもあるということです。お願いしたいと思います。

○——△——
——△——△——

○教育長（粒崎秀人君）

これは診断書が提出されております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

教育長、このような状況の場合、本当は年次休暇で処置するのが普通なんですね。しかし、この職員の場合は、早々と20日間の年次休暇を果たしてしまっていて、ゼロになっていたわけですね。ゼロになっていた。じゃあ、ゼロになった時、教育長はこの職員に対してどのような指導をされましたか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私が就任してからでよろしいですか。

受診して診断書を提出するように指導しました。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

そうではないんですよ。もう、あなたは年次休暇はないですよ。次に欠勤する時には、休んだら欠勤になりますよと警告書を渡しておかないといけないんですよ。いいですか。そういう状況です。病気だったら病気休暇、あるいは休職。そっちの方にいきます。分限処分の方に、分限の方にいきます。いいですか。そこをきちんと仕分けしなければいけない。そこが教育委員会の皆さんたち、教育長以下、おかしいんです。

警告書を、診断書ということですけど、総務省管轄に法制執務支援システムというのがございます。そこからの資料です。資料2を見てください。

資料2です、よろしいですか。町長も準備されていますね。ちょうど、これ、挙げていたら、A市の事例、全く我が町と同じような事例、瓜二つの事例が載っていました。ちょっと、読み上げますね。

当市に勤務するB職員は、持病のため休む日が多く、年次休暇を取りきると体調不良を理由に欠勤する旨の連絡をした上で欠勤しています。このような場合、上司としては無断欠勤でないので懲戒事由に当たるか否か判断に迷っています。対処方法を教えてください。

なお、当市の懲戒処分に関する指針に置いては、正当な理由なく勤務を欠いた場合には、その日

数に応じて戒告から免職までの処分を規定しています、と。

次です、2、上記相談に対する回答。(1) 法的根拠、ア、地方公務員法第35条は、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか職務専念義務を課せられています。イ、地方公務員法第35条に規定する条例には、休日休暇に関する条例、職務専念義務の特例を定める条例がありません。ウ、これらの条例に定める事項に該当しない限り、欠勤の都度、欠勤の理由を告げていたとしても、職務専念義務が免除されるわけではありません。

2、A市の場合、ここからが本題です。ア、したがって、上司としては、B職員が体調不良を理由に欠勤する旨を連絡してきても、医師の診断書を添付して、次が問題、病気休暇なんですよ、病気休暇を提出すること。ここなんです。病気休暇の処置をされていません、当町の場合。及び、医師の診断書が提出できないのであれば、出勤するように職務命令を発するべきです。その職務命令を発せられましたか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

発しておりました。

○——△——

——△——△——

○教育長（粒崎秀人君）

文書には残っておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

職務命令を文書で発していない、口頭では言った、言わなかったという類なのか。

イ、その際、電話での欠勤の連絡に対しては、口頭での職務命令をならざるを得ませんから、その場合は、当日は上司が課長である場合には、部長職宛ての報告書を、部長職である場合には副市長、市長への報告書を作成し、公文書の形で残しておく必要があります。例えば、教育委員会の係長であれば教育次長に、教育次長が受けたのであれば教育長に報告書を作成して、その報告書は作成されていましたか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

報告書と言いますか、メモみたいな記録はありました。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

メモですか、ちょっとお粗末ですね。

その上で、文書により、今後同様な欠勤を繰り返す場合においては、懲戒処分に関する指針に従って処分することなどの旨を警告しておいてください。警告書です、すなわち。先ほどから言って

いる警告書を出しておられますかと私は先ほどから質問しているんです。

エ、A市の場合、職務命令に従わないで欠勤がなされていた場合、懲戒処分に関する指針にも記載されている正当な理由なく勤務を欠いた場合に該当することは明らかです。明確に書いてある。オ、もし、欠勤が1日でとどまらないような時は、職員の自宅に赴き、文書による職務命令を手渡すべきです。106日間にも及んでいるんですよ。そんな1週間という類ではないんですよ。けたたましいですよ、106日間、欠勤を。そういった警告書を、職務命令を出されておりましたか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私が就任してから、警告書は出しておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

警告書は出してない。じゃあ、隣の教育次長に、その前に、前の教育長の場合に出していたかどうかちょっと聞いてみてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

出してないということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

いずれにしても、この職員の106日間の欠勤を不問にした。あるいは十分そういう根拠を調べることなくずっとここまで来ていたことは、やはり教育委員会の対応は厳しく問われる事案であると私は思っております。

この件に関して、教育長に対して最後の質問です。処分されなかったこの106日間、病気休暇にもしていない、休職にもしていない。では、この106日間の欠勤は出勤扱いになっていたんですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

これは出勤扱いにはしておりません。無給の状態でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

出勤にはしていないけれど無給にしていた。そういう処置はあるんですか。病気休暇でもない、休職でもない、出勤でもない、無給扱いで何もしない。そういう人事、国家公務員でも地方公務員

でもないと思いますよ。ありますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

欠勤扱いにせざるを得ない状態だということです。ですから、無給にせざるを得ないということです。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、本人によりまして欠勤扱いにせざるを得ないと答弁をされた。欠勤なんですよ。そんな無給にして何もしないという人事はないんですよ。だから私は言っているんです。おかしいでしょう。病気休暇でもない、休職でもない、無給休暇で何も処分も何もしない。そんなバカなことはないですよ。いいですか。

また、この職員の懲戒分限処分審査委員会にかけている場合も、かけていない場合もあったんですけど、関わられた方の責任、これも大きい。この欠勤を、病気休暇でもない、休職でもない、ただ無給にした。こういったことに処置された懲戒分限審査委員会の方も懲戒処分の対象になるのではないかなと私は思っています。なぜならば、職務遂行上の重大な過失になるかもしれません。あるいは、こういうこと言っているのかわかりません。組織的隠ぺいということも疑われてもしょうがない。こういう状況なんですよ、今。町長、このような場合、町としてどなたが調査されるのですか、この懲戒分限審査委員会。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、前回からも、大石議員に誠に申し訳ないと言っておりますのは、病休、休職という手順を踏んでいなかったのは、非常にまずかったということで私はお詫びを申し上げます。

1 点、任命権者につきまして報告をさせていただきたいのですが、弁護士の回答ですね。任命権者、つまり教育委員会に懲戒処分を科すか否か。いかなる処分を選択するかについては裁量が任されている。最高裁も、地方公務員につき、地方公務員法第 29 条第 1 項各号の懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか。懲戒処分を行うとしていかなる処分を選ぶかは、平素から町内の実情に精通している部下、職員の指揮監督に当たる任命権者の裁量に任されているものと解すべきであると。そういう回答をもらいましたもんですから、これは当然、教育委員会でそう決めたんだから、任命権者が。そういう形にならざるを得ないと私は考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長は、もう、教育委員会の懲戒処分権者がそう決めたからしょうがないんだと、仕方がない。こういう答弁でありました。果たしてそれで良いのかどうか。これ、長々と言ってもしょうがないですから、時間も、次の質問もありますからね。この件は、今後、職員の人事管理に関する重要な

問題です。正当な理由なくして、私は、106 日間に及んだ職員の欠勤をこういう状態で無給扱いしたとか、そういう不問にしたとなれば、誠実に勤務しておられる職員の士気に影響することは必定なんです。

また、この職員の給料等は、貴重な町民の税金が投入されています。この職員が病気休暇とか始まったのが平成 29 年からですよ。まさに、何年経っていますか。もう 4 年ですか。病気休暇は本当は 90 日なんだけど 150 何日間取っていますよ、オーバーしている。そして、今、休職の段階。休職の最大 3 年間取れます。病気休暇はおおむね 100%支給されます。休職は、1 年目は約 80%出ます。2 年目以降は共済組合とか健康組合から約 3 分の 2 ぐらい出るわけですね、最大。非常に、公務員は恵まれています。これは、民間の企業はこんなことはあり得ませんよ。民間の人だったら、おそらくとっくにクビになっている。私は思っております。このくらいの欠勤、町民の人が、処分せんでよかたい、大石さん、という町民の人はいかほどおられるのかな。町長、今度聞いてください、町民の方々に。

こういう言葉がありますよ、町長。町長も知ってられると思います。民信無くば立たず。これは中国の孔子の言葉です。ご存じだと思います。この言葉はどういうことかということ、町民の信頼がなくなってしまうと町の行政はやっていけないと。こういう意味なんです。そのことを踏まえて、この欠勤問題についての町長の今後の対応について見解を、簡潔に、ちょっとお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に申し訳ないのですが、この件はずっと引き続いて、私も受け継いだわけですが、もう期限が来れば当然職員としても居られないということで、時間があまり残っていません。今、あと残すところもう少しだと思いますが、そこまでして、どうしても立ち上がりきれないなら、これはやむを得ないと私は判断をいたしております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

わかりました。次の大きな 2 番目の質問がありますので、次に質問にいきます。もし、最後に時間があればまだちょっと質問させて、教育長の見解を聞かせてください。

大きな 2 番目です。中学校の位置に関する事、町長は検討委員会的なことはまだ立ち上げていないということで答弁されましたね。じゃあ、今、立ち上げていないんだけど、今後、検討委員会的なこういう組織を立ち上げるというお考えを持っておられるかどうかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう委員会を、私は立ち上げる気持ちはございません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

わかりました。立ち上げる考えはもうないということでわかりました。

じゃあ、教育委員会が平成 30 年 3 月に出していますね、提言書を。提言書を出しているわけですから、提言書の中には、そういったことを立ち上げて、色んなことを吸い上げてやってくださいよという意見が出ていましたよね、町長。当然見ておられますよね。そういう提言書は無視をするというお考えでよろしいですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

無視をするのではなくて、先にしゃべりますけれど、今、小学校から中学校まで保護者の方にアンケートを取りました。今度、地域を回って区長さんをはじめ町民の意見を聴きたいなと思っていましたが、コロナ禍で今までできていませんで、もう時間がないということを私が判断したのは、先日の大雨の時に中学校の現場を見に行きました。そうしたら、室内の天井のボードが落下したりして、大変な事故が起こる前兆が表れているんですよ。だから、新築がどうだこうだの、時間が、あと 2 年半待てないという形で、私は、そこに補修を掛けたいなと思っているものですから、そういう形で委員会を立ち上げての時間がないということを申し上げております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

本当は 30 年 3 月に答申が出たんですね、提言書が。これは前町長の時ですよ、30 年 3 月。じゃあ、本当、これは岡田町長の責任だけとは私は言いがたいと、私は思っているんですけど、それから 30 年 3 月に提言書が出て、つまり、ずっと今日まで、先ほどちょっとアンケートとか取ったと言っておられましたけれど、ほとんどの対応はなされてなかったのではないのかなと思うんですよ。今までそういう認識、町長、準備を十分やってきたという認識なのか、ほとんどやっていなかったという認識なのか、どちらでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やっていません。なぜなら、提言書に統合から 5 年間を目途に新設中学校を建設することを目標とすると。通学距離が偏らない、中間地点にということで。これは人口の状態とか、大石議員からもらっていますけれど、そういうのを考えれば、庁舎も作らなければいけない、色んな土木の災害も出ていますし、お金もないということで、私は頭からこの提言はちょっと無理だなと考えましたものですから、こういう行動になっています。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長は、その提言書自体が現段階では、ちょっとそれを実行していくのは困難である。こういう認識という答弁だっと思います。

じゃあ、総合教育会議、中学校の位置問題を議題として開催されたことがあるのかというのは開

催していると、令和2年5月11日だったですね。その時に、議題として上げられて、その時に何が、中学校の位置として、どういう、あとは教育委員さんですよ、町長と教育長と教育委員さん4名居られたんですか、その時。どういう結論が出たんでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その時は出ておりませんが、最近、私が回答する前でございますけれど、中学校の位置については、アンケートの結果を見ても現在位置が望ましいという提言というか意見を頂いております。教育委員会からですね。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

アンケートの結果は現在地が望ましい。そのアンケートの範囲は、どの、いかほどされたんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今の在校生の小学校の方全部と中学校在籍者の方だけです。だから、一般の方はしていません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

その当時は、併合した時には、千綿地区、彼杵地区の距離をして、やはり千綿地区の人は特に今の中学校は遠すぎる、こういう意見があるわけですね。そういう意見があるんですよ。今の状態でいくと、おそらくこのまま、検討委員会もやらない。その千綿地区の人たちも入れないでやられたら、どんどんいくと千綿地区の人から色んな不満とか進め方に対する批判とか考えられませんか。町長、いかがでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、保護者の方も、千綿小学校も入っているんですよ。86%が今の東彼杵中学校の位置で良いと、あと12%が中央部分にどうかという意見もございました。ただ、皆さんの意見を聴いて回るためには、まだコロナ禍で行けませんので、私は、また千綿中学校みたいに地区を回る。ただ、もう意見を聴くということはそういうことで、当然、今の事態に備えなければならないものですから、少し予算を上げさせていただいてとりあえず改修をさせていただきたい。と言うことは、改修をして、お金が使った時には、あと10年ぐらいはもつような形にしないともったいないという形で私は申し上げているだけで、どうしても中央に新築をとる意見が多ければ、私は多い方に従わざるを得ない、私が独断で決めるわけではない。だから、アンケートを聴いて、そういう形で出てます

もんですから。千綿の保護者の方も入っておられるんですよ。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、小学生、中学生の保護者、その保護者の中には千綿の方の保護者も入っているからいいじゃないか。じゃあ、町民を代表する私たち議員、今聞きましたよ、そういうことを。議会に対する説明はされたことはあったですかね。あったのかもしれませんが、私の記憶違いか、最近、私もぼけていますからね、あったかもしれません。あったかなかったかだけお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まだしていません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

こういう大事なことは、当然、町民の方、保護者の方に説明されることは当然なんですけれど、私たち議会にも、やはり事前に、こういうなっているよと。教育長の方からもそういったことをやっているよとかいうことを積極的に、議会の場、全員協議会の場、色んな場所があるわけですから、取り上げて私たちに状況、進捗状況の説明をしていただきたいと思います。この件は。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、アンケートがつい最近上がってきたもんですから、最初に申しあげましたように、私はまだ決定をしていないと大石議員にお答えをしたと思います。今、アンケートが出ただけで、そういう大石議員の質問がっておりますから、応急処置をまずはさせていただきたい。どうしても、内側の天井も落下したり、ボードがこの前の雨で。PTA 会長さんもお見えになって、東彼杵町役場に、役員とですね。私も現場に行って校長先生とも話をして、至急これは対応をしないと、あと 3 年、5 年と待てないということで、事故が起きる前に対処をしたい。ただ、しかし、そこに校舎を造るかどうかは決定をしていないということでございます。改修はさせていただきたいということです。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

じゃあ、今度は教育長にお伺いしますね。

教育長は、町長が選挙に出られた時は東彼杵町の住民ではなかったんですね。だからご存じないかもしれませんが、町長の選挙公約に目を通されたことはありますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

ありません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

やはり、ここに持ってきました、立派にラミネートして。

これを見てください。できれば、これは町長にもお願いです。A2 ぐらいに拡大して、町長室と教育長室にいつも貼っててください。そして、いつも町長は、岡田町長はこういうことに取り組む政策とか書いてあります。これを見て、各課長に指示をしてやらせる。これは町長とか教育長だけではできませんよ。やはり、職員さんたちの協力がないと。職員さんたちも町長の施策をしっかり頭の中に入れて、業務予定表を立ててしっかりやっていく、逆行的に。いつまで、さっき言った令和 6 年 3 月までに中学校の位置の問題の結論を出さなければいけないわけですよ。その逆行的に結論を出すために、いつから着手して検討委員会を作るんだったら、作らないということですけど、検討委員会的なものをいつ作るかとか、審議をどのくらいやらないといけないとか。そういうことをやっていくのが、やはり、これがリーダーの役目なんですよ。私はそう思いますけれど、町長室、教育長室に、この選挙公約を貼る意思があらわれるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、自分でもって毎回見て、副町長とも協議をしながらいろいろ提言を頂いております。どこが進んだ、何%いっているか。これは、全部できないかもしれませんが、努力はしなければいけないと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

教育長はいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育長室に掲示したいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

ありがとうございます。是非、速やかに、教育長室に A2 ぐらに拡大して貼っていただきたいと思います。

次に 3 番目、3 校を 1 校とする小中一貫校、若しくは義務教育、これは、町長、検討していない、こういうご回答でありました。資料 3 を見てください。資料 3 に年齢別男女別人口調査票があります。これは今年の 7 月 31 日現在の、これは町民課が作った資料と聞いていますけれど、0 歳児が 34 名、1 歳児が 30 名、2 歳児が 41 名、3 歳児が 46 名、4 歳児が 46 名、年々減ってきています。5

年間の平均が 39 名。これを 9 学年で掛けますと約 350 名程度ということになります。全員ですよ。小学校 1 年から中学校 3 年まで。非常に、このままの出生数で推移しますと再来年から小学校の児童数は減少、急激に減少していきます。10 年後には児童生徒数は、先ほど言った約 350 名を切るのかなと予測が立つと思います。3 つの小学校になると、3 校全てが小規模校となる。そうなりますと、それぞれの学校が維持運営、学習効率の低下が危惧されると思っております。そこで、教育長にお伺いしたいと思うんですけれど、小中一貫校と義務教育校の違い、たくさんありますけれど、1 つだけ、頭の中に入れておられたら教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

1 点だけ言いますと、校長が 1 人ということですね。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、教育長に答えていただきましたように、義務教育学校は校長が 1 人、小中一貫校はそれぞれ校長がいる。その他にも、義務教育学校は 9 年間というスパンを、小学校 5 年間、中学校 4 年間ということもできます。いずれにしても、まだ他にいっぱいあり紹介したいんですけれど、時間がないのでこの程度でやっていますけれど、デメリットもあるわけですね、義務教育学校のデメリットもあります。同じ学校の校舎の中でやりますから、小学校 1 年から中学校 3 年、卒業するまで変化もない。こうなってくるとどうなのかなということも、裏返しですね、デメリットもあるということになります。こういったところを、メリット、デメリットがありますので。そして、さっき、どんどん減っていく児童数は、本当に 30 名も、1 年間に 30 名なんです。そうすると、今度、町長は今の東彼杵中学校の位置を考えて、それも改修で考えているということでした。

じゃあ、その時に、改修する時にそういったことを踏まえて、その小中一貫校、小中一貫校は別々で良かったですよ、今の千綿小学校、彼杵小学校においても小中一貫校はできますね。一緒のところでも良いですけど。そういうことを踏まえて小中一貫校、あるいは義務教育学校にする考えがあるかどうか。検討する、考える、検討する、ここで結論は出ませんからね。ただ、勉強会等、検討する会をやられる考えがあるかどうか教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いましたように、ちょっと戻りますけれど、中学校を新しく造ってしまえば今の学級数で造らなければいけませんから、私はとりあえず改修をすると言っただけです。しかし、町民の皆さんが、議員の皆さんがどうしても新しく造れとおっしゃれば、何とか場所を見つけてしなければいけません。これは皆さんの意見をお伺いしなければなりませんし、今後の数字目標と言いますか、そういうのを私も捉えておまして、実は、町内だけで生まれた数ですれば、令和 2 年は 27 名なんです。他所から来られて 30 名となるんですけれど。だから、そういう状況を見ながら、今後 10 年後、その辺がどうなるか。ただ、おっしゃるように、私は、デメリットと大石議員はおっしゃ

いましたけれど、千綿は元々小中一緒に小中一貫校みたいなもので、9年間全く一緒でずっと上がって行ったですね。そこはデメリットではないのではないかなと私は考えておりますが、将来的にそういう意見も、たぶんこの地区も、東彼杵町だけでないんです。日本全体が沈むんです。2053年に1億人割る予想ですからね。だから、そういう形で、将来的にはそういう形に学校を見直せざるを得ない時期が来るのかなと私も考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

ちょっと、教育長に今度はお伺いします。文部科学省が平成28年度から3年間委託された各県、各市の各教育委員会が取りまとめている、ここのところ、小中一貫教育導入に向けた取り組みというのが作成されて完成しています。これを見られたことはありますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

大まかに見ました。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

じゃあ、見られたことがある、どこが、県の名前でも良いです。市の名前でも良いです。どこが受託しているかご存じですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

いいえ、存じません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

8つあるんですね。栃木県、千葉県、富山県、山口県、福岡県、静岡市、京都市、熊本市、これはインターネットで調べれば出てきます。全部素晴らしく研究しております。

いずれにしても、最後の質問になるかと思うんですけど、新築と改修で違ってくると思います。文科省から補助金が出ると思うんですよ、統合してから。統合してからですよ。いつまでだったら補助金が出るんですか。ご存じですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

統合関連の場合は、統合後6年までということで把握しております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。最後の質問にしてください。

○5番（大石俊郎君）

では、6年間しかないということは、早くやらないと。また新庁舎みたいに、町長は言われましたよね、あの時に、宇土庁舎がした時に新築していれば補助金が出ていた、補助金があこの当時は。そう、この前8月20日の時の総務厚生常任委員会の時に町長は説明しておられました。それと同じように、時機を過ぎれば貴重な国からの補助金を失するという事なんです。そんな悠長なことはできません。だから、速やかにやらなければいけないということになります。

したがって、早くこの件を、これも執行部だけでなく議会も巻き込んでやっていかないと、庁舎問題と同じように時機を失してしまうと駄目だということなんです。だから、こういうことをしっかり研究して、庁舎問題にしる、中学校の新築、改修にしる、時機を失さない、町民の税金をたくさん使わないように済むようなことをやるのは大事だと思います。最後に町長の見解を伺いまして私の一般質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにそのとおりだと思いますが、べつに補助金だけに頼らなくても起債があるんですね。だから、起債と補助率の差をしてもあまり変わらない。これは、改修の方にもご説明をしたいと思うんですが、そういう起債もございます。ただ、言いますのは、私は平成24年に議会で一般質問をして、基金ができてそういう委員会も作るようになっていきましたが、なかなか活動できない。副町長も平成29年に提言をして、それでも却下だった。だから、遅れたのは、やはり誠に申し訳ない。しかし、先見の目で計画を作っていかなければならないと思っております。以上でございます。

○——△——

わかりました。

○議長（吉永秀俊君）

これで5番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時50分）

再開（午前11時00分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番議員、後城一雄君の一般質問を許可します。7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

皆さん、おはようございます。前もって通告しておりました件につき質問をいたします。

公有地と民有地との境界線問題についてということで、茶畑を町道並みに埋立て、境界が町道に入り込んでいる状態なので、排水や町道としての管理状況に支障が生じるとの地元からの指摘があり、この問題の指摘は当然のことでありましたので、行政側に幾度となく指摘を申し上げ、是正されるようお願いしても、なんら解決せぬまま時間が過ぎたため、全員協議会と令和3年3月1日産業建設文教常任委員会現地調査（関係課も同行）報告書による指摘をしたところでありましたが、行政側としてそのたびに、主旨は理解をするので是正をする旨の約束をされました。その間、東彼杵町役場建設課管理係の名の下に、町道の安全確保にご協力をという条例に即した公文書の配布もされ、町側のメリハリのついたやる気を見て、信頼をし、安堵したにも関わらず、全くのパフォーマンスで終わりました。その上に地元からは一切の声が無い、後城一人が発言しているだけだと同僚議員に課のトップがうそぶく始末で、私がさも横車を押しているが如くの発言をしているあり様である。

まちづくりは、まずは各々の持ち分財産を侵さず侵されずを基本として、安心安全で心豊かな生活が全うされる状態を構築することと考えています。したがって、今の現況をみますと砂の上に家を建築しているが如きのあり様であり、こういった状況を踏まえて、執行部の考え方を尋ねます。

①課から出た同僚議員に対する言動は、常識を逸脱するものであり、甚だしく看過することができません。このことについて見解を尋ねます。

②課に途中経過について問い合わせましたところ、地元の人固有の名を挙げ、その人に頼みましたとの返事で、あきれやら、驚くやらで一体どう捉え、どう処理をするつもりであったのか、このことについても見解を尋ねます。

③今回のような疑義が生じた案件に対し、課としてどのような経過をもって処理をするよう指導されているのか尋ねます。

④関係課はもとより、執行部の方々へも指摘をし、是正をお願いしたわけではありますが、いつ、どこで、どのように打ち合わせをされたのか簡潔な答弁を求めます。

⑤現況で町道、河川を問わず、公有地と民有地との境界に疑義が生じている箇所は何箇所ぐらい把握されているのか尋ねます。

2番目に、白井川住宅管理について。

産業建設文教常任委員会が関係課同行の上調査いたしました、その後どのように処理されたのか尋ねます。

①住宅裏側のブロック積みが崩壊しつつあり危険なため、強度等を勘案し処理されるよう指摘しましたが、その後、どのように処理をされているのか尋ねます。

②雑草が生えなく管理しやすいように土手に舗装を施されていますが、勾配と高齢化を合わせ見た時に危険を感じる。金網等による柵を設けるべきと思いますので、見解を尋ねます。

③駐車場の場所設定について、町側より選定し、居住者に連絡しますと言われたと聞き及んでいますが、いつ話をされ、いつ決定し、いつどのような説明をされているのか尋ねます。

④居住者の方々へ、車の駐車は一軒につき1台とさせていただきますとの注意事項に対し、車所有がない家庭より空いている駐車場を借り受け、2台目を駐車するという状態が続いているということですが、どの様に把握され、いつの時点からどの様に指導をしておられるのか。また、空いて

いる駐車場の捉え方、考え方はどのように位置づけされているのか尋ねます。

⑤緊急時に備え、白井川住宅と新白井川住宅との間、白井川よりに駐車禁止としながら、駐車場としての白線を引き、その中に2つのカラーコーンをネジで設置してありますが、果たして緊急時に速やかに処理ができるとお考えでしょうか。カラーコーンと白線は取り除いておくべきだと思いますので見解を尋ねます。

⑥同じ場所で、新白井川の方に一台の駐車スペースを外してありますが、一方隣には駐車スペースを取り、車止めを設置してあり、緊急時に冷静な判断で怪我なく利用可能と思われるのか尋ねます。

⑦公営住宅敷地を介して、個人住宅の出入りが是正されないまま数十年放置されている。このことは、何人に対しても、公正、公平、平等でなければならない問題で、ありえない事である。このことについても幾度となく是正されるよう申し入れをいたしました。手つかずのままと思いますので、まずは3点につき尋ねます。

イ、現況に至った時期はいつからなのか。ロ、どういった提出書類を審査され、建築許可を誰が出されたのか。ハ、今までに処理出来なかった原因は何か。処理されているならいつどのような処理をされているのか尋ねます。以上で、登壇での質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、後城議員の質問にお答えをいたします。

1番目でございますが、議員さんに対する発言は、非常に不適切でありましたこととお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

課長会でも注意をいたしました。行政の執行に当たりましては、町長が最終決定を下し責任もあるわけですから、どんな些細なことも対外的な発言に對しましては伺いを立てるように指導をいたしております。基本的なことではありますが、議員の皆さまは住民から選ばれ、その代表者として選良という言葉で呼ばれています。仕事をする上でもう一度基本に戻り、管理職だけではなく職員全体に対し業務遂行上の心構えを徹底してまいりたいと思います。私の指導不足で大変ご迷惑をおかけしました。

次に、(2)でございますが、町道等の境界についてでございます。本来なら役場が主体性を持って行わなければならなかったと考えます。今回は、建設課で関係者の方の意見を聴いた結果、排水処理では地元は困っていないという意見がございましたので、問題は解決しているとのことでそのような説明になったのかと思っております。いずれにしても、境界の復元を行い、是正をすべきところは是正をしなければならないと私は思っております。

次に3番目でございます。境界に疑義が生じ国土調査の成果の復元が必要となった場合は、過去の書類を精査し、関係者の話を聴き復元測量をいたします。測量の際、関係者の土地へ立ち入ることになりますので、ご協力をお願いしながら細心の注意を払うよう指示をいたしております。

(4)でございますが、11月27日午後、副町長と総務課長、建設課長で現地確認を行っております。副町長の話では、現状は、町道の高さ程度まで盛土がされ、町道の土羽尻は確認できない状況であった。一般的には、土羽尻が境界と思ったものの、実際は図面との確認が必要と思ひ、まずは

地権者と再度よく協議をするようにと、現場で建設課長へ指示をしたと報告を受けました。その後、建設課長から逐一報告を受けております。

12月16日の全員協議会におきまして、コロナ禍の状況を見ながら私が現地に出向き、皆様のご意見をお聞きしたいとお答えしています。その際、結論としまして、地権者の方が、水路敷は図面にあるか確認に見えられた時に、水路敷はない旨職員が答えています。後城議員に対しても、復元は難しいと回答を行っていると聞いています。国土調査に水路敷はなくても、町道敷地との境界は明確にしなければなりませんので、側溝を敷設するなどのお願いをしていきたいと思っております。

(5) 疑義が生じている箇所は数箇所あります。問題となっていなくても境界の所在があいまいな箇所は数多く存在していると考えています。現在把握しているのは、大音琴地区の里道やгент川の境界や、また他の町道沿いの擁壁の上に石積みが乗っている所などもあります。これも測量をしないと確定的なことは申し上げられません。大音琴地区につきましては、測量をいたしましたところ、国土調査との整合性が見られず、里道敷地の中に民地が入り、民地の中に里道が入り込んでいと結果が出ていますので、今後、国土調査との整合性についても地権者の方々と協議検討をしていかなければなりません。

次に、白井川住宅地管理についてでございます。

まず、(1)でございます。ブロック塀の補強工事につきましては、本年度の予算に計上しておりませんでした。今年度予定をしておりました蔵本A団地と下川団地の解体工事のうち蔵本A団地の解体工事を先月発注し、予算に目途が立ちましたので、危険な箇所から補強工事に取り組みたいと考えています。

(2)、昨年度、防草対策及び法面の流出防止のために張コンクリートを施工しておりますが、通路としての利用を想定していなかったため、金網などの設置をしておりませんが、今後、入居者の皆さまと協議をしていきたいと考えております。

(3)、駐車場の位置につきましては、昨年10月に現在の位置へと変更をしております。6台分の駐車場枠の変更をしておりますが、対象となった人と個別に協議をさせていただき、了解を得た上で変更をいたしております。

次に(4)でございます。以前より駐車場のまた貸しが問題となっているということで、令和元年度に全入居者に対し駐車場使用の再申請を提出してもらい、職員が夜間の駐車状況などを調査し、疑わしきものについては指導を行っております。現在は、ほぼ是正されたと思っておりますが、夜間に一台のみ、空いている所に2、3時間程度駐車している人がいますので、引き続き指導を行っております。空いている駐車場の考え方としては、1戸につき1台が原則として、空いている箇所への2台目の駐車を認めないこととしています。空きスペースにつきましては、現在、駐車禁止としておりますが、有効活用を図るため、来客用の駐車場として使用ができないものか検討をいたしております。

(5)、当該箇所につきましては、令和元年度まで駐車場として使用しておりましたが、令和2年1月より、議員がおっしゃるとおり緊急時に備え駐車禁止といたしております。駐車場として使用したため枠の線を引いておりましたが、消去するにも費用が掛かることから枠線は消去せずに、カラーコーンを設置して駐車禁止としておりました。しかし、カラーコーンでは自由に動かすことが

でき、駐車禁止措置に効果が薄いため、現在は、固定式のラバーポールを設置しています。ラバーポールは、緊急時には車両で踏み倒すことも可能でありますので、特に問題はないと判断いたしております。

(6)、緊急車両等が通行できるスペースは十分確保できておりますが、普段の通行を抑制するための車止め、バリカーと言いますが、古くなっておりスムーズに出し入れができなくなっているため、議員ご指摘のとおり緊急時に冷静な判断ができずに怪我に繋がる恐れがあることから、車両が容易に踏み倒すことができる先ほどのラバーポールへの変更を検討してまいりたいと思っております。

(7)、イでございます。平成3年12月6日付けで通行許可を出しております。ロ、当時は都市計画区域を定めておりませんでしたので、建築確認は必要ありませんでした。よって、建築許可も出されておられません。建築主から出されたのは町有地使用申請と河川占用申請が出されております。通行許可は、平成3年12月9日から3年間、河川占用期間は、平成4年1月1日から3年間、近年、担当職員は、過去に何らかの取り決めがしてあるものと思ひ込み、問題があること自体把握しておりませんでした。また、弁護士相談をいたしましたところ、この土地につきましては、囲いよう地通行権というのがあり、住民の通行自体を妨げることはできないとの回答を受けております。以上、登壇しての説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

ただいま、町長から伺いまして大体の考えと言いますか、その捉え方でやっていくということですが、先ほどの町道の件なんですが、副町長が見に行ったということですが、結局、副町長の話しの時には、私もだいぶ前から相談をしているわけですが、町の設計にのせているのはそれ以上でもそれ以下でもないの、それに従って処理をしたいという話でございまして、ただいま聞きますと、土羽尻が見えなかったとか見えたとかという問題ではなく、実際やる気があるのかどうか、町が。はっきり言ひまして、見た目ではどうこうではなくて、結果的に言ひますと、ああいうふうになりますと、町が率先して是正をしていく。そういう姿勢がなければなんのために時間を費やして見に行かれたのか。一回、全協でも申し上げましたが、地元で聞いたりなんかの話もございまして。しかし、必要なのかどうかというのが非常に私、気になっていまして。というのが、副町長がおっしゃるように、副町長だけではなかったんですが、その時対応してもらったんですが、結局、町が述べている筋のとおりだとおっしゃるならば、まずは町の書類において処理をして、それに相手を納得させるかさせきらないかということの、最終的には回りの声も聞かざるを得ないかなとなるんでしょうけれど。ただ、法律が、言ひましたように地元の声を聞いて歩が変わるといような聞こえにしか見えなくて、聞こえなくて、これは、本当に大問題だと申し上げますのは、そういうことです。一問一答でございましてけれど、結局、なぜこれを言ひたかったかと言ひますと、今のよう災害の時、ゲント川もそうですが、いわゆる、土地を自分のものにした者には是正をかけきらない。結局、災害が起こった場合には、民法で、個人の自由になってしまった場合は、そこを、取られた土地をわざわざ買って工事をしなければならぬ。こういう状況が出てくるのが明らかであります。ですので、そういうことで周りから私も言われておひまして、その辺を考えた時に、いわ

ゆる、是正をする場合の、ここまできますと町の設計に則った、法律に則った処理をされるのかどうかお伺いしておきたい。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が地元との協議と申しましたのは、茶園がギリギリまで植栽されておりまして、まず除去してもらって幅を確定しなければいけない。1つの例が蔵本でもありましたが、農業機械をUターンする時に道路に出てUターンされていて、非常に地元から意見が出まして、それはお願いをして、自分の畑の中で茶の植栽部分をカットしてもらってUターンしてもらおう。そのような形になりますので、今は、線がはっきり国土調査でわかれば、こちらから側溝でも境界を入れてお願いをせざるを得ない。ですから、今植栽をしてあるものですから、地元と言わないと、そこを勝手に役場がバツと切ってしまうわけにはいけないものですから、私はそういうつもりで答えたこととさせていただきます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

ただいま町長がおっしゃるように、地元というよりも持ち主との話でございますでしょうけれど、それは当然と思います。ただ、課長がおっしゃった状況の中で、全く、取り組み、いわゆる先ほどから申しますようにこの境界というのは、まちづくりの一番目の基本になるべき土地でありますので、それぞれの土地が自分のものか自分のでないような状況で、争いごとが近所でありながらまちづくりができるかということと全くできません。そういう状況の中で、やはり、その課になった人たちは大変と考えております。ですから、なるべく事を荒立てないでスムーズな運営ができればということで接してまいりましたが、この度の問題は非常に大事なことで、それからこういう問題は、非常に、私の耳だけかもしれませんが、地域からは声が出ているということ。このことについてはやはり認識を新たにさせていただいて、たとえ1人であろうと2人であろうと、当然取り組みは法に照らし合わせてするべきで、1人だからうてあわないで良いという話は毛頭ないというふうに私は考えております。これを1人で言ったから筋が通っていてもやらないよということであれば、職員の職域の怠慢であるというふうに考えますが、町長はどう考えられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、職員もまず先のことを考えまして、他に普及するのではないかと。まだいっぱい境界が、設定があいまいな所がある。しかし、私が職員に言いましたのは、それは何億円かかろうと、直ぐにはできませんけれど、やはり境界を正さないでと収拾がつかないということでしておりますので、職員も了解をさせていただいて、今後そういう形で側溝でもできればと、私が指示をしていますので進めていかざるを得ないと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

7番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

確かに、あちこち上がってきています。ただ、これもおそらく、上がった時におかしいのではないかという声は行政側にも届いていたのではないかと思うんですが、それを、あっちもこっちもということで、私も、地元から言う人もいます。だから、あっちもこっちもなりますと、手が行き届かなくて、それをあたっているといつまですれば済むのかという状況にもなるという恐れは感じております。しかし、やはり、筋は筋論としてしてもらわなければ、周りが納得するのかというと全く納得していません。ですから、この辺は再度考えてもらわないとならないと思いますが、一応、そういうことで前向きに処理をするということでございますので、その辺はそのくらいにいたします。

ただ、今期のような状況の時に、農業の農林業の補助金の問題が実際は関わってくるのではないかという考えをいたしております。結局、そういった疑義が生じただけでなく完全に違反であるというような場合、今までもらっておられる状況の中で、それで良しとするのはいかがなものかという声も多々出てきております。ですから、その辺の補助金との絡みを、どう今後精査しながら処理を一緒になってしていくのか。これは今までしておられませんので大変と思いますが、ただ、大変、大変と言っていると何でもそういう状況になりますので、ここでひとつ腹をくくりながらの回答をお願いしたいというふうに考えます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今から、後城議員がおっしゃったように補助金とか税金を投入するわけでございますので、その辺は、基本に立ち戻って調査をして、該当しない所は是正をしないと、補助金が出ませんよというのは、各課、農林水産課もそうですけれど、指導をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

そういうことで、ひとつ前向きにやっていただきたい。大変は大変ということで十分に理解しております。ということで、課の人も大変ということも理解しております。ただ、理解はしておりますが、先ほどから申しますようにこれは筋論でございます。よろしく願いをいたしておきます。

それと、今度、白井川のことで挙げておりますが、これも何回ともなく話をしておりまして、先ほど町長は、車の状況は町からどうしてもという所だけを車の駐車を変えたみたいな話だっていますが、私が聞いたのは、いわゆる駐車場を、前の管理者が駐車のを場所を決め直して、そしてそのままできているので、非常に住居者は納得できないということでばたばたしているということで、それを聞いた時に私も見に行ったんですが、その現況から言いますと、住宅の住居地の番号と駐車場の番号はかなり違います。だから、そういった状況だったのかなと。私も、管理者がなぜしたのかというのが理解できません。ただその後、町からも、決めたら町から説明しますという声があったけれども、それはあったのかと聞きましたら一切ないと。だから、その辺が非常に、住居者との格差があるものですから理解できずにいます。その辺について町長のお考えをお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私もその辺は詳しく聞いておりませんで、建設課長に説明をさせます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

今の駐車枠につきましては、昨年の10月に止めにくいとかありましたので、該当する人たちにお話をしまして変更させていただいております。その他の駐車枠について特段止めにくいとかいう苦情は、直接、建設課の方には届いておりませんので今の状態で良いのかなと思っていました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

私が聞いているのは、いわゆる、駐車場の位置を管理者に任せて場所が変わったということを知り、その後、町からピシッとやるということだと聞いたんですが、お互いの行き違いがあって話が来ていないということであればあれですけど、実際面から言いますと、2台目にしてもこの町の駐車場を行う時に、結局、車番号等において駐車場所を、町に出して町が指定をして決めるということになっておりますので、まず2台目がそういう状況になるということも理解できませんし、また、駐車場の申し込み以外はどういった状況の中で、その人の持ち分という考え方が生まれたのか。家の前が空いているという考え方もありますでしょうし、徹底が行き届いていないのではないかなと思うんですよ。駐車場の申し込みがない所は駐車場はないんですよという、きちんとした駐車場は作っていますけれど、勝手に止められては困りますと状況の中の説明をしておけば、自分の土地だからという所の、自分の駐車場だからという考えがなかったんでしょうけれど。当然、自分の駐車場というのは、町に届けられて駐車場の許可をもらって止めるということになっておりますので、その辺から言うとちんぷんかんぷんな話になるんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

長年、そういう2台目を他人の空いている駐車場に止めるという問題があってございましたので、先ほど町長が申しあげましたように、令和元年度に再調査をいたしまして、再申請まで上げてもらって駐車枠を確定と言いますか、お持ちでない所には止めないでくださいとか指導は行っておりますので、先ほど言いましたように大方改善はされているのではないかと。夜間に毎日調査に行けるものでもありませんので、行った時には空いている所には止まっていないとか、ちゃんと決められ

ている所に止まっていると報告は受けております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

課長が言われたとおり、いつでもかつでも行ってどうこうということは言えませんが、ただ、私が確認と聞いたのは、先月の終わりぐらいでしたので、まだ是正されていないのかと申し上げたんですが、町もそれなりに手当をしているんだけどと話をしました。しかし、私が、相談というか話があったのは先月です。ですから、なかなか、町が、はっきり言いまして、先ほど申しましたように、駐車場の在り方に入っている人たちが理解をしていないために、中には、貸したから、借りたからということでありがとうございますと、1年に1回か2回は物をやって、ありがとうございますというあれもあっているという話も聞いています。非常に、駐車場の在り方、町の捉え方も説明加減が、問題があっているのではないかとちょっと考えております。その辺は、先ほどから課長が言われるように、行って確認してあまり問題ないとおっしゃるならば、問題が言われたのが私が遅かったんですが、そういう状況ですのでご理解をいただきながら、注意するところは注意をしていただきたいというふうに考えております。その辺はそういうことでご理解をお願いします。

それと、先ほど申しました、町長も前向きにと話をされたんですが、土羽の舗装ですね、路面の舗装。あれは確かに歩くところではありません。我々も見に行った時に裏から押し車、乳母車と言いますかね、持ち出して1軒の方が出られましたが、危ないなとみんなで言ったところでした。そういう状況で、出られる状況はあるということです。

それと、あれだけの舗装の路面の高さと勾配がありますと、転んで落ちたらおそらく老人は死にます。少しの怪我ではちょっと済まないぐらいの状況です。ですから、あそこまでされたら、よく課長は地元から声がないとおっしゃいますが、私から言いますと、それぞれの課の立場から言いますと、これで町民は理解しているのか、危なくないのか、まずは安全安心。いつも言われる安全安心の施策をしているとかいうのを考えられるのが第一の条件であって、地元から声がないからいいんだという考え方、これを取り除いてもらわないと、今後見て回られた時に、これで大丈夫なのかという、まずは疑義を感じるということから考えてもらわないと困ると思うんですが、先ほど、歩くところではないので、だけでも、事業が終わりつつもあるので考えてみたいという町長の答弁でしたが、その件についてもう一度町長に尋ねます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、ここは私も見ていまして、水平のところは60cmで、高さも60ぐらい下がっているんですね。それから、また溝ですからかなりの高さになりますので、本当なら、防草、草を防げためにしたのですが、通行でされるなら、やはり安全は確保していけないと思っておりましたので、必ずフェンスか何か防護柵を設置をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

よろしく願いをいたしたいと思います。

それと、先ほど言いました宅地の問題ですが、この件についても中身は良く知っているんですが、先ほど当時はこうだったということで、今は弁護士にも聞いてどうこうということで話がありますが、もう少し、わかりやすくもう一度回答をお願いしたい。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、これは平成3年12月9日から3年間通行許可が町長名で出ています、道はなかったんですけれど、家を建てられる、道がない所に家を建てられる時に、どうしてそこに家が建つのかなと思ったんですが、通行許可が出ておりますから出た。その後道がないもんですから住宅とのあれに橋を、占用許可も役場が出しています、3年間。その後、ちょっとこれは元々すぐに道を作るといって、ちょっと簡易的にとりあえずしてくれということで、話を受けたということでしてありますもんですから、その後改善が全然見られないために橋の占用許可は出されておられません。3年間の以後はですね。もう少し早くなんとかという話があって、実は、道の話がったんですね、他の土地を購入されて。それでもなかなか動かれなくて、住宅の敷地を通って行くのが一番近いもんですから。ただ、いろいろ疑問が出ましたのが、住宅の車が通っているのに、その家の人が通れないとクラクションを鳴らすではないかという意見も出たこともあります。ですので、改善を凶ろうと思いましたが、囲いよう地、袋地ですね、そこに通行をしたら、平成3年ですから、かなり年限が経っています、30年近く以上。だから、これは囲いよう地通行権という、都会もあると思うんですが、袋地の場合は通った権利が、やはりそれがないとその人も生活ができないもんですから、そういう形で残ってしまいました。ただ、今後は、今後の町がどういう方法ができるのかというのは、今、都市計画区域でございますので、例えば、改築、増築される時には、4mの道路の接道がなければ許可が下りません。だから、その家がもし新しくという時には、許可が町から出なければ家の改築もできないということになります。ただ、その当時は、私も役場の職員でございましたが、どういった経緯でそういう所に家を建てるのは許可をしてしまったのかわかりません。ですから、今となつては、議員さんに申し訳ないのですが、町有地を通った道路しか確保できていないのは、今からも囲いよう地権もございしますが、やはり、その人の家でもお願いして、こういう意見も出ましたのでということをおは言って、通行の確保をお願いできないでしょうかと説明はするべきだと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

私も同じ班でございます。非常に言いにくい状況でお話は申し上げておりますが、ただ、やはり、公正公平、平等でなければならないという法律の趣旨に従って我々は進むより方法はございませんので、その辺は理解をお願いしたいと考えております。ただ、3年間の、先ほど言われた占用許可が下りた時にも何もしていないという状況であったのかどうかですね。おそらくそのままであったんだろうと思います。と言うのが、やはり、流れを見ますと、境界線の問題にしても非常に難しいというか、込み入った状況になると放っておこうというのがまず先に出て来ているんじゃないかと

心配をいたしております、それが結局は今の現況を生んでしまったと考えます。

ですので、先ほど言われますように、私も民法の第 210 条の囲いよう地問題も当然関わっているというふうに考えておりました。ですから、こういうことが続けて次の状況の時も出てくるというような状況では非常に困るということで考えておまして、まずはそういったものを駆使しながら、できる限り地域の住民が理解するような方法を取っていただいて、それが堂々と説明ができる状況を作っていただくことが町の務めと考えておりますので、その件について町長の考えを尋ねます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確におっしゃるとおり、難しい問題をずっと先送りしてきた結果が多分ここになってきたんだろうと思っております。本当に、職員も少ない人数で災害も起きたり、ワクチンの接種もしなければならぬということで、なかなか手が回らないというような実情ではございますが、難しい問題も全て私に報告を上げてもらっていますので、何とか解決する方向でお願いをこっちはせざるを得ないですね、許可を 1 回出してしまっていますから。継続的に粘り強く交渉というか、そういう形でしか方法はないのかなと。ただ、おっしゃるように難しいところはずっと放っていて残っていくのは思わしくないとも私も考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

先ほど申し上げましたとおり、そういった状況で、遅くなれば遅くなるほどお互いの信頼関係も損ないますし、費用も掛かります。やはり、費用がかからない時に注意しないと、ずっとしていると、犯罪の話聞いてもそうですが、段々長くなると正当性が出て来て、なにか悪いことをしていないみたいに、悪いことをしていてもそういうふうになりますので。それと、やはり費用が嵩むということです。いずれにしても、当時、はっきりしたものをしておけば、金が嵩まないように、今すると倍ぐらいになるとか、そっちの値段も倍とか。そういうこともありますので、やはりお互いの言いにくいこともあるでしょうけれど、やはり道筋を立てて、法律に則ってやるというのも、やはり相手の身になって考える場合、なるべく予算が掛からないような状況の時に処理をしておくべきだったかと私は考えておりますので、そういうことも踏まえて今後処理をお願いしたいというふうに考えます。

最後になりますが、やはり、今後の町民の方が私に申し上げられたのは、この回答をされて私の一般質問を終わりたいというふうに考えますが、町民の声として、弱い人とか正直な人に対しては、始末書までも出させることがあるが、強く自分の意思を貫く人、悪い言葉で言えばよこやり、それから圧力をかける人には何も言わない、言えない。総括すれば、いわゆる正直者が馬鹿を見るような、こういった体質を改善されるように申し上げてくれという声もあったことも事実でございます。このことについての町長の答弁をお聴きして質問を終わりたいというふうに考えます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはり、地方公共団体の使命として公平公正、これが鉄則だと思っておりますので、例えば、力が強い人が意見を言っても今できないと申し上げておりますのは、例えば、地元の事業でもそうです。区長さんを通してくださいというのはそこにあるわけですね。議員さんが全地区に居るわけではありませんから。力が強い人、そういう形で、皆さん方も地元の方の意見を聴いていただき、ありようというのを私たち行政の方に話しをしていただければなと思っておりますので、今後とも、職員全体肝に銘じて、そういう形で公平公正、そういう形で執行をさせていただきたいと思っておりますので。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これで7番議員、後城一雄君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 43 分）

再 開（午後 13 時 12 分）

○議長（吉永秀俊君）

時間前でございますけれども全員お揃いのごようですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。引き続き一般質問を続けます。

次に、4番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

それでは、先に通告しておりました次の令和4年度概算要求等についての質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、ワクチン接種が始まっても感染力が強い変異したデルタ株等により、ますます感染が拡大し、首都圏はもちろん危機的状況にあり、長崎県もまん延防止等重点措置の対象地域に指定されているところであります。

また、近年の地球温暖化現象により気候変動も著しく、全国各地での集中豪雨等により、土砂崩れや住宅浸水等が発生し、尊い人命や家屋・河川・道路網等で甚大な被害を受けております。ここで、新型コロナウイルス感染症や災害等で亡くなられた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに安らかなご冥福をお祈りいたします。また、現在もなお治療中の方々の一日も早いご回復と昼夜を問わず治療に当たっておられる医療機関のスタッフの皆様方にねぎらいと感謝を申し上げます。更に、各地で被災された方々に対しましては、一日も早い復興を願う次第です。

政府は、6月に令和4年度の概算要求に当たっての基本的な方針について閣議決定をしています。本町としては、コロナ対策・災害復旧・道路網の整備・農林水産業の振興・小中学校の教育環境の充実・社会福祉の充実、更には庁舎移転等、課題が山積しております。そういった中で、令和4年度に向けた総合計画に基づく各種要求・要望はどのようになっているのか。また、今後の施策についてどのように考えておられるのか伺います。以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、浪瀬議員の質問にお答えいたします。

令和4年度の概算要求等についてでございますが、まず、新型コロナウイルス関係につきましては、先ほど私が行政報告で申しましたように、集団接種の希望者は9月25日で終了の予定でございますが、現在、法定受託事務として新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する12歳以上の方を対象に2回のワクチン接種実施を進めているところですが、その実施期間は令和4年2月末日までとされています。今後、追加接種など令和4年度以降に実施期間が延長される際には、早期に接種機会が提供できるよう適切に実施をまいりたいと思っております。

続きまして、道路の件でございます。本町につきましては、令和4年度は、社会資本整備交付金、大野原高原線5000万円、中尾本線に850万円、それから道路メンテナンス補助金で橋梁補修で6727万円ほど。橋梁点検で4020万3000円。それから住宅、駄地団地でございますが、造成工事に8162万円を要求を予定をしているところです。

農林関係でございますけれども、農林水産所管事業につきましては、毎回申しておりますように、JA、各生産部会等から要望に基づき、7月県に対し要望書、事業ベースで7事業4300万円を提出をいたしております。8月にヒアリングを実施されました。ヒアリングでは国庫事業で取り組めるものは国庫事業で、それ以外については県単事業として整理をされ、現在の状況は県からの指摘事項に対応しているところでございます。予定では、10月下旬に県から協議結果の回答が示されます。また、10月以降につきましても、県は追加要望調査を実施する予定でございますので、農家の意向を確認し、必要に応じて追加要望を行ってまいります。なお、追加要望に対する最終的な協議結果が12月中旬となっているところでございます。

今後の施策についてでございますが、基幹作目である茶、いちご、アスパラガス、肉用牛、みかんのほか、枇杷、花きなどの作目についても農業者の要望に応じて、国庫、県単、町単などの事業を組み合わせる施策を展開してまいります。

また、新規就農者対策につきましては、次年度から親元就農や、半農半Xなども新たな担い手として支援対象となることから、国、県の支援策を有効活用し、必要に応じて町単独による支援を実施してまいりたいと思っております。なお、新型コロナウイルスの影響は、依然不透明な状況でございますが、また、気候変動など農業経営を左右する災害の可能性も高まっています。それらに伴う農業所得の減少に対しましては、農業保険法に基づく農業経営収入保険制度がありますので、既に6月補正予算に計上しておりますが、保険加入時の農家負担分に対する補助で今後に対応することとし、農業共済組合と連携をして加入促進を実施してまいりたいと思っております。

そして、もう一点、農業新聞に載りましたが、今度、新規就農者に、今650万円ぐらいになっていると思っておりますが、1000万円、これはしかし、国2分の1、地方2分の1ということで報道がなされているところでございます。

次に、社会福祉の充実についてでございます。高齢者福祉におきましては、総合計画の基本方針35にあります高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進するために、高齢者タクシー券利用に関してアンケートを実施し、利便性の充実を図ってまいりたいと思っております。

児童福祉におきましては、総合計画の基本方針38にあります子育て支援サービスの充実を図るため、平成29年度からやまだこども園が実施しています病後児保育事業を拡充し、保健衛生に関する啓発や広報、他園への巡回指導等をまいりたいと思っております。

障がい福祉におきましては、総合計画基本方針37にあります障がい者の地域内の支え合いと関

係機関への連携を推進するため、障害者優先調達推進法の活用を検討してまいります。

以上の3点を重点的に実施し、本町の福祉の向上を図っていくつもりでございます。どうぞよろしく申し上げます。登壇しての回答を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私の方からは、小中学校の教育環境の整備についてお答えいたします。

教育環境の課題としては、5年計画で進めておりましたGIGAスクール構想が前倒しとなり、高速ネットワークの整備工事や1人一台タブレット配備が一段落しました。今年度から来年度にタブレットによるクラウドやソフトを活用した授業の充実を図ってまいります。

また、千綿小学校の移転工事が8月に終了しました。今後は、中学校の大規模改修工事に向けて建設調査や設計を計画的に進めて行かなければならないと考えております。更には、児童生徒の確かな学力の定着のためのきめ細かな個に応じた指導支援、充実させることと、不登校や学校不適應の児童生徒の学校復帰や社会的自立のための支援を推進していくため、支援や指導員の人的配置、また、学校の働き方改革も支援をするための措置を行いたいと考えております。以上で登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

まず、コロナ禍で、昨年も質問したかと思いますが、いろいろは職種、分野で影響が出ておりますが、事業による相談や教育による相談等は団体や個人と、何件ぐらいあったのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

コロナ感染対策ということでのご相談ということでしょうか。

今、コロナワクチンに関するコールセンターを設けておまして、そちらの方ではワクチン接種に関するお問い合わせ等を受けておりますけれど、主に感染予防に関するお問い合わせというような形ではなくて、接種をどういった形で受けられるのかとか日程とか、そういった形でのお問い合わせ等だけを対応しております。あと、簡単なワクチンの副反応がどういったものがあるのかとかそういったことにつきましてはコールセンターの方に看護師を配置しておりますので、その職員の方でお問い合わせ等には対応しております。件数につきましては、具体的な数字というものは持ち合わせておりませんが、それほど多くはないのかなというふうに思っております。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

先ほど私が言ったのは、いろいろな商店街とか農業とか、そういった事業に対しての相談件数とか、そういったものはなかったのかどうか。追加してお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

商店街とか農業もそうですが、コロナの影響を及ぼしているのは、今度、個別に予算の時に説明をいたしますけれど、支援策も、県も併せて打つようにしております。それで、まん延防止も出まして、それから引き続き個人の店、飲食業界には手当をするようになっております。要望も確かにごさいました。飲食業界から大変な、今、活動的には厳しいということでありましたものですから、その辺は対処をしていかなければならないと思って、国、県も、補助をもらいながら、町も考えて調査をして、今、店を8時までということ限定しまして、職員が、随時確認に回っているところでごさいます、営業をそれ以降されていないかどうかですね。そこには助成をやるということで県からもきています。これは、町にはお金はなくて、国、県からですね、全て来ますので、そういう形で取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

いろいろな商店、農業関係においても色いろなコロナ対策支援助成事業等があって、それを活用された農協の部会とかそういったものがありますけれど、具体的にそういった農業関係の、私もある程度は把握していたつもりですけれど、具体的には、皆さん方もおられますので、どういった支援策とか助成事業があったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

申し上げます。大きく5本、昨年度、事業を実施しております。

まず、1つ目が東彼杵町農林水産業緊急支援事業ということで、農林水産業の収入が申告ベースで100万円以上ある方に一律10万円を交付をいたしております。その実績が2400万円ということです。

続きまして、農林水産業経営継続事業補助金ということで、国の経営継続事業に対する町の上乗せ補助ということで、これは繰越しの関係上、交付申請ベースで申し上げますと約1360万円程度の交付申請額がっております。

あと、肉用牛につきましては、肥育牛生産支援特別対策事業ということで、これにつきましてはの

国の上乗せ事業となりまして、1頭当たり1万円を出荷ベースで交付しております。それが522万円。更に繁殖牛推進緊急補完事業、これは県の事業による県の事業に対する上乗せ事業ということで、これにつきましては、影響が途中から緩和、少なくなりまして、予算は330万円とっておりましたが、実績として19万円。

最後に、これは一番大きい金額なんですけれども、高収益次期作支援事業補助金という交付金がございます、これが一律反当たりいくらというような計算と、あとは、次期作に取り組む額に応じて交付される金額、ありましたけれど、国費ベースで1億7250万円。そして、町費ベースではほぼ3000万円ということで、次期作支援につきましては約3億円と、国費と合わせて3億円。町単だけの積み上げでいきますと、1億円を超える金額が町内農家に交付されている計算になります。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

コロナ対策のインフォカナルのことでちょっとお尋ねしますが、毎日のようにコロナ対策のインフォカナルを流していただいている。わかりやすいかと思いますが、私たちも慣れて、同じ文言ばかりですもんね、ほとんど。町から発信される、毎日。町内で発生した時は、町内より1名とか2名とか10歳未満とかあっておりますが、その他の対策については同じ文言が続いているんじゃないかなと。ぱっと見た時、またかと。私たちも慣れてきたような感じがするわけですが。

そういった中で、インフォカナルの中の、少しインパクトを与える意味では県内の発生、あるいは大村市とか川棚町とか隣接市町村の情報と、もう少したまには入れた方があらっと。そうしたら、隣接市町村ではこれだけ流行っているから用心しなければいけないかなと、喚起にもなるんじゃないかと思いますが、そういったところのお考えは今までどおりの発信でしていられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は継続が力だと思っておりますので、何回も何回も他所の町の状況をするよりもうちの町の今、発生が多くなってしまっていて、今はまだ沈んでいますが、まだわかりません。ですから、同じ文言と言われても、これは個人個人、文言を変えようが取り組みの仕方は基本的にそういう手洗い、マスク、密を避けるということでございます。

非常に私が心配しておりますのは、子どもさんに感染が移りつつある。最初の方は、子どもさんは大丈夫だろうということで高齢者の方から接種を始めましたけれど、デルタ株とかそういう感じでウイルスが顔を変えていくもんですから非常に厳しい。ただ、町内に発生した時は、町内で出ました。また特別にというか、それだけ別に流しております。定時放送はとにかく、皆さんなるべく注意をしてくださいと、家族以外の飲食は注意をしてくださいということを徹底してやっていきたい。しかし、1回だけ、それではそういう全然同じパターンではないかと言われて、私が町長名で私の考えを流したこともあります。ありますが、そういうことで、町内の状況もそうですが、町外も川棚、大村、波佐見も近場はそうですけれど、今、その状態だけではなくて、本当にうちの町

が毎回のよう、収まらないような状況になっておりますもんですから、とにかく本町で徹底をしていくということで、文言が駄目だとおっしゃれば総務課で研究をして、次、何パターンか作って、すれば良いかと私は考えます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

私が申し上げたのは、やはりインパクトを与えるような文言に、しょっちゅうしょっちゅう変えろというわけではありませんけれど、パツときてあらっと思うような、そういった感じがするものにしていただければなと思っておりますので、研究をしていただければなと思います。

それで、コロナの終息に向けた対応として、町としては、それは手指消毒とかいろいろ言われておりますが、町独自の考えというのはどのようなものか、考えておられるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町独自の対応は、私は非常に難しいと思っております。なぜなら、この発生したのはほとんどうちの町から自発的に発生したのはたぶんないのじゃないかなと。他所との交流というか、やはり、大都会が多いというのは人流が多いからです。田舎はそれだけ少なかったんですが、小値賀町も最初はずっとゼロだったんですけれど、一気に出了時もございますですね。私が心配しているのは、手指消毒も徹底もそうですけれど、とにかくマスクをして、ずっとしばらくは我慢していただけないかなと。ただ、子どもさんたちは熱中症とかございますもんですから、1人で離れる時にはマスクはしなくても良いと医学の発表がっております。本当に、この飛沫感染がほとんどそれに決定付けられておりますので。今、私が一つ頼りにと言うか希望になるのかなと思っておりますのがお茶ですね、カテキン。それも大学の方で論文も発表されていますが、まだ試験管とかのデータしかないもんですからどうなるか。ただ、カテキンは、私は思いますが、普通のインフルエンザも小学校とかこども園でうがいをしていただければかなりクラス閉鎖もなくなるということは、たぶんカテキンで不活化させるのではないかなと、ウイルスを。それを思っておりますので、そういう形で。お茶も一緒に勤めて、10秒口に含んでいただければ不活化させるという報告も受けているもんですから。医学的な状況が発表されていますけれど、まだ浸透していないということは、身体の中でのあれが済んでいないんじゃないかなと思っております。町としては、やはり手指消毒とマスクと換気ですね。それ以外にはない。他に町独自の対策はちょっと無理ではないかなと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

それから、報道等でも言われておりますが、クローズアップされておりますが、町長の方からもありましたが、感染が低年齢化してきておりますね。そういった中で家庭内感染が起きた時に、子どもは陰性であって、両親が例えば陽性だったりした場合の、その時の対応の仕方。町としてはどのように、親戚の家に預けるとかいろいろ言われておりますが、町としてはその辺の対策等の会議

等もされているのかどうなのか。どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

対策等はまだ考えていません。ただ、私が今思っていますのは、報道等でも流れているように、子どもさんたちを両親が感染されて見ることがないとなれば、医療センターとか、医療施設の方にお願いせざるを得ないなということでもあります。ここにホテルとかもないものですから、子どもさんたちだけ残るとなれば、児童福祉センターとかそういう所が受け入れていただければそういう形で持っていかなざるを得ないなと思っております、あとは病院とかですね。都会はそういうことでシステムを作っておられるようでございますので、今後、やはりもしもの時には、近くにおじいちゃんやおばあちゃんとかいらっしゃらなければ、子どもさんを預かっていただく。ただ、それもまた危険がございますもんですから、医療を扱う病院とか児童福祉センターとか児童相談所とかがいかなものかなと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今、町長の方からそういった答弁がありましたけれど、これもやはり課長などともよく連携を取りながら、今からでももしもの時の対策を、連絡をしていただいて、そういった機関に働きかけをしておくべきだと思いますので、この点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、教育長にですが、昨年の6月の一般質問で、コロナ感染拡大の影響で困窮して退学に追い込まれる学生についての救済措置や支援策についてということで、教育長は、結論から言いますと今のところ考えておりません、そう述べられたんですね。独自の支援はできないと答えられましたが、現在でもそのようなお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

現在も変わっておりません。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

私が言いますのは、金銭的ばかりではなくて、いろいろな支援策とか何とかがもしあった場合には、こういうものも支援策が国の補助とか県の補助、あるいは町の補助とか、そういったものを教えてやったり相談になってやるというのが本当の支援ではないのかと私は思うんですね。考えていないとはなから言われたら、ちょっとおかしいのではないかなと私は思っておりますので、その辺も十分に考えて、もしアルバイト先も失くしてしまっているんですよね、たぶん、今の大学生とか何とかの修学している皆さんたちはですね。ですから、もしそういった相談とかあれば答えていただきたいなど、そういった思いで昨年もしましたし、現在もしているところでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、教育の方にも入ってきましたので、まず、千綿小学校が新しく移転して旧千綿中学校に移ったわけですが、子どもたちの様子、あるいは周りの教職員の方々の反応はどうなんだろうかね。喜んでいるのか、使い勝手とかいろいろあるかもしれませんが、そういったところがどういう状況なのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

子どもたちは新しい校舎に行って喜んでいて聞いております。私も2日の日に登校の様子を見に行きましたが、ちょうど大雨で保護者の送迎を認めるということで、ちょっと全部の子どもは見れなかったんですけど、何人かは歩いて来ていました。若干、あそこは坂になっていますので、ふうふう言って上がって行く子どもがいましたが、段々慣れてくるのではないかなというふうにも思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

東彼杵町あるいは日本の将来を考える時に、将来を担っていく子どもたちの心身ともに健全な教育というのは最も重要なことですが、その中で一番大事なものはどういったことかとお考えでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育は3育と言いまして、知育、徳育、体育ですね。このバランスが一番大事だということなんですけれど、強いて言えば、心の教育が大事かなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

正におっしゃるとおり、いろんな国の事件等も発生しておりますので、心の問題も一番重要じゃないかなと、答弁していただいてちょっと安心をいたしました。そういったことで、子どもたちのより思いやる心とか、そういったものをしていかないと、いくら社会が良くなっても住みやすい町にはなっていないと思いますので、その辺もよろしく願いをいたしたいと思います。

そういった中で、デジタル省については、1年前に菅総理が表明して今月の1日にデジタル省が司令塔として発足しましたが、これは新型コロナウイルス感染拡大により、デジタル技術の、国により、国を強靱化し経済を再起動するという一方で、社会全体のピンチをチャンスに変えるということで発足をされておりますが、これは、今日もちょっと町長の方からもありましたように、マイナンバーとかそういったものを健康保険証や免許証などを証明化、そういったものやっていくということでありましたが、町の今後の取り組み方、そういったペーパーレスとかいろいろあって、行政手続きを簡単にやっていくというような国の考えであります。町長の考えとしては、今後の取り組みについてはどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、県からも方針が出ました DX ということで進めておりまして、そういうおっしゃったように、電子決済とか行政手続きも電子で手続きが済む。押印廃止も含めて今検討をしております、実は10月1日に職員を採用しまして、先に、来年4月になるんですが、DXの方の研修もできるような体制をとって、職員を作って形に臨んでいきたい。これは県下で、今、そういう方針でございますし、この前もウェブで研修を管理職からまず始めておりますので、とりあえず、大都会が進んで田舎が進まないというわけではなくて、そういう方針でございます。

それで、今、一番問題となっておりますのは、マイナンバーが進んでおりませんので、それをとにかく進めて、そういう手続きで。便利になるとわかってくれば段々そういう形になる。今、都会では試験的にやっておられますけれど、コンビニエンスストアも、ただ入って自分で操作をして、自分で出ると。認証をされて、そういう社会になっていきますからね。だから、田舎としても、やはりまず役場がそういう形を捉えていかなければならない。そして、電子決済もそうですけれど、今度ペーパーレス化になれば、今、地球温暖化等にも対応してまいりますからね。全体的に考えて、やはりそういう書庫の保管とかも要らなくなるということで、とにかく今、研修を先に進めているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

そういった事業を進める上においては、やはり、若手の職員の皆さん方、特に参加していただいて、まず若手の職員さん方はずっと東彼杵町に勤めていただくものと思っておりますので、そういったものを念頭に置きながら対処していただいて、特に、世の中ではスマホがはやっておりますね。今度のワクチン接種においても、職域接種なんかは、ジャパネットなどはスマホで対応して、事前に自分の健康の問診票などを送ってすぐ短時間でできたというような話を聞いておりますので、そういったところの簡素化というか、素早く情報交換ができるような体制づくりを考えていただければなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

コロナに戻るわけですが、例えば、職員の皆さんがコロナに感染されたりして自宅での療養をされると。ある程度体調に、感染してもさほど影響はなくて仕事ができるような状態の時はリモートワークなどでも仕事ができると。そういったことでオンラインによって、そういったこともいろいろできていきますので、そういったことのまずシミュレーションとか研究とか、本町でされたことはありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今までは、DXの基礎がなかったものですから、テレワークなどはできていません。県庁は当然されています。将来的には、そういうデジタル化が進めば、対面でする仕事でない方は自宅でそういう形でできるかなと思っております。あと、そこに関しましては情報の保護と言いますか、その辺がま

だ十分研究をしていかなければなりません。これは、皆さんの本当に大切な事項を預かるわけですから、情報を。だからその辺も検討をしながら。しかし、将来的にはどこもそういう形になるのかなと思います。

先ほどおっしゃいましたワクチンにつきましても、例えば、東京都も最初は順番に整理券を配って大混雑して、おっしゃるように、スマートフォンで予約して当選した方だけその日に来ると。ということは、私は基本的に思っておりますのは、このワクチンの接種などもそうですが、国がワクチンは国内に入れますが、国から出ますけれど、そういう接種にあたる時は民間に一括発注されれば早かったのではないかなと、地方公共団体はなかなか進めないところもございまして、順番にこうあって。おっしゃいましたようにジャパネットなども、うちにも関係者の方はいらっしゃいますけれど、スマートフォンでさっと予約をしてさっとできる、かざすだけです。だから、そういうことで、本当の姿はそういう形で電子で済むような形で。将来は必ずそういう形になるんだろうと思っております。韓国が、本当にそういう体制ですね。北朝鮮があるからそういう体制にできています。ナンバーが、全部背番号みたいに入っています。それが給付金にしても2日で入ってくると。そういう形の体制になる、将来はですね。ですから、東彼杵町役場も田舎だからちょっと遅れましたということはできないということで、研修をどんどん進めて立ち上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

オンラインの話、デジタルの話がありました。先ほど教育長からも GIGA スクールが大概できたということが答弁でありましたけれど、教育現場でも完全に1人1台になってしまっているのか。低学年の1、2年生は除いてとかあるかと思いますが、そのあたりは完全に1年生から6年生、あるいは中学生までがなっているのか確認したいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

小学1年生から中学3年生まで全員に配布しております。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

そういった中で、まだ自宅に持って帰ったりとかはたぶんできていないのかなと。あるいは部分的には自宅に持って帰ったりとかあるのではないだろうかと思いますが、友達との情報交換とか、そういったものはどのように今なっているのか、現実的にはですね。なっているのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

友達と言いますか、先ほど申しましたクラウドを通して子どもたちの意見交換ができるようなシ

ステム、あるいは担任から自宅に居ても家庭学習の課題を与えて、それを回答するとか、そういうのができるようになります。今、その準備段階をやっているところです。その履歴もわかるということで、誰が何をしたかもわかるようになっていきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

当然、世の中が先ほどから申し上げているように、そういったデジタルの世の中になっていきますので、東彼杵町もますます更なる充実をしていただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に災害の件でお尋ねしたいと思いますが、先ほどからもありましたように、8月13日の夜から14日にかけての集中豪雨では、私も一番ひどい時は、一時期テレビばかりで災害情報とかそういった情報を見ておりましたが、特に、小音琴から山田、川内の山間部においては、農地や水路、河川、道路に被害が見受けられておりますが、現在、もう調査中だと思いますが、先ほど箇所数は言われましたが、この災害復旧とかそういった要望はどのように現在なされているのか。町単ではできませんので、国の災害復旧の予算によってできる、あるいは国の対象にならないような所、そういったところはどのようにされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

災害の時には、まだ査定とか順番があって、なかなか決定するまで時間がかかりますので、どうしても緊急で危ない所は、例えば山田川のところは擁壁が削られて、道路がもう危ないところでした。その中に水道管も下水管も入っているということで、ああいう形で大きな大型土のうを積んで、鉄板を敷いて車を通してあります。そういう形で、町単独事業でもっていかなければいけないところもございまして、それは緊急工事ですけれど。他に、この前中島県議にちょっと見ていただいていたところも、菅無田に地すべり地区の土砂崩れが大きく崩れておまして、そこも県も見ていただいて、防災でできるような感じで、今お願ひをしております。これは人家にもう一步で押し寄せてくるところでございましてけれど、前回も菅無田地区はそういう形でやっておりますし、今度はまた地すべりみたいなおところもございまして、その事業を、何千万円かかるかわかりませんが、当然、地元負担金もできますので、その折には議会の皆さんにお願ひをしたいと思います。これは人命に関わる問題でございまして、そういう形で進めておりますし、どうしてもできない所は、危なければ町単で投入をせざるを得ないなと私は思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

先ほど言われましたように、山田川においては応急的なものをしていただき、また、民家の宅地の下も護岸が壊れていたのを、ここも迅速にコンクリートを注入して補強をされたということは聞いております。そこら辺は迅速に対応をされたのではないだろうかと思っております。菅無田の民家の近くの崩壊においては、この大雨ではなくてその前の雨の時に崩れて、車が通った後に崩れて、

また次の車が通るとしている時に、車と車の間に落ちたから人的災害が起きなかったと聞いております。当事者たちはびっくりされたということもあります。そこは急傾斜地であったわけですが、そういったところの点検をしながら、危険箇所であれば何らかの対策を講じていただくように、災害は来てからでは遅いと思いますので、そういったところを注意しながらやっていただければなど思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、災害の件はある程度町長が前向きに答弁をしていただきましたので、道路の整備ですね、そういった大野原高原線、中尾本線と国道に通じる本線とか予算要望等を言われましたけれど、現在の進捗状況等はどのように、予算を要望するに当たっての、やはり前段があるわけですね。ですから、そのあたりの進捗状況等はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、いろいろ問題があった所もお願いにまいりまして、今度できる方向になっておりますので、その辺のお金につきましても国にも要望をしてまいます。今回、前倒しで先にお金を投入した所もごございますので、再度お願いをしながら、これは国土強靱化も兼ねて、そういう枠を取っていただいておりますので、そういう形で進めて陳情も致したいと思います。

もう一点、東彼杵町は陳情も何も来ないではないか、金を持っているのだろうと言われたものですから、私は就任してから10回ぐらい行きました。町村会も通じて一緒にですね。そういう形で、特別交付税でもいいから、5000万円でも1億円でも、少しでも、うちはお金がないものですから。例えば、税収が上がったにしても、75%も地方交付税がカットされるんですよ。例えば、1億円税収が増えたとして、75%カットして実入りは2500万円ぐらいになる。だから、それも含めて税収も上げなければいけないですけど、今の行政のシステムとして地方交付税というものがございしますものですから、何もない町はそこに頼らざるを、今は現実的にない。補助事業はもちろんでございしますが、そういう自由に使えるお金が、今、陳情を私は致しております。他の町がどうされようか関係なく、私の町として何とかできませんでしょうかと、そういうお金の枠ですかね。予算要求枠の前にお願いをしておりますので、取れないかもしれませんが、それも継続して、こういう事業がありますということで進めていかないと、財源がございせんものですから、そういう形で進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

前回もお尋ねをして、広域農道に取り付ける二の瀬橋ですね、あの付近は地権者の方からそろそろどうかという話があったと、その時答弁されておりました。その後の進捗状況というか、先ほど協議をされたということで、それと、もう一つ大楠小学校の上の方は何らかの法的措置ができないか、借入して道路ができないかとか検討をしたいというふうな答弁でありましたが、その辺りは3か月、あれから経っているわけですが、どのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、建設課長とずっと協議を続けておりました、そこに親族の方がいらっしゃるということだったんですけど、ご本人がちょっとわからなく、連絡が取れないもんですから、私としまして、最終決断で、先に構造物を入れなくて、土か何かでして、供託金を納めてできないかと最終的に決断をして、先に工事を、大楠小学校の上ですね、上はしたいと。その下は、今、地主さんとも検討を重ねておりました、今、まだ発表できませんけれど、たぶん良い方向に行くのではないかなと思っておりますので、そういう形で、またずっと継続して。今、図面上だけではございますもんですから、現地に行って、私たちもそうですけれど、プロでなければちょっとよくわからないですね、盛土がどのくらいきて、どういう構造物が。だから、そこは現地でもう一回説明をさせていただいて、最終的に良い方向に進めさせていただければと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

特にこの路線については、中尾、太ノ原、あるいは坂本地区の方が強く要望して、早く解決できないのかといった声も聴いておりますので、あまり突っ込みすぎても後の交渉とか差し障りがあればちょっと困りますので、この辺にして、とにかく前に進めるように努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他に、町内にも小音琴の町道や、あるいは先ほどからありました山田の町道、あるいは三根のお寺の下の町道、うわぐりの町道とか法音寺のバス停から周回する町道、あるいは坂本から三の瀬に下る町道とか他にも千綿地区にもいっぱいあると思いますが、幅員が狭い。そういったところの改良とか、地域から要望がないからと言われればそれまででしょうけれど、町全体で考えればそういったところも今から少しずつでも、町単でしかやる方法がないのか、あるいはまた何らかの事業、昔のようにモデル事業とかあればできると思いますが、そういったところはどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こういう町道はたくさんございます、ほとんど改良がされていない。私も思っておりますのは、今回、中尾本線もそうでございますが、議員さんの皆さんの、本当にお力添えも頂きながら進めさせていただいておりますので、本当にご協力に感謝をいたしたいと思っておりますが、地元に入りまして小さなところは、補助が付く事業があまり見つけきれない。しかしながら、危険は危険でございますので、少しずつでも長年掛かっても取り組んでいくところは取り組んでいかななくてはいけないなと思っております。

もう一点、今上げられた町道の他に、実はまだ発表ができないんですが、宅地造成の計画がございまして、その辺は併せて通学路になる可能性がございもんですから、そこら辺は改修をしていきたいと思っております。今度、今、農振地域の除外に入っておりますけれど、数多くの、今まで住む所がないと皆さんのご意見でございましたが、そういう形で、民間が開発をしてくれます。宅地をまずして、少し人口がそこでも増えればなと思っております。そういう形で、やはり道が一

番根本となりますので、そういう形で離合ができないならまず離合場所で、そこで接続とか順次していくとかですね。何らかの方法で少しずつ取り組みをさせていただきたいと思っております。

山田につきましては、今度河川の災害がありますものですから、改修と併せて川の線形と言いますか、ぐねぐねしている所、ちょっとすれば広くなせる方法もございますものですから、今度災害査定があると同時に、そういう形で建設課と協議をしておりますので、一緒に含めて取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

山田川については、今、町長がおっしゃったように、私もそういうふうに考えていたわけですが、あそこも幅員が狭いということで、どっちみち護岸を作り直すようであれば川を少し 1mか 2mずらしてとか、そういうふうな方法もあると思いますので、担当課あたりともよく協議した上でお願いしたいと思います。

それと、あそこは町の河川ですので、県とかそういった災害の要件に該当するのかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

準用河川も、公共災害ということで査定の対象になります。ですから、災害の補助をもらいながら進めて、先ほど浪瀬議員もおっしゃったように、河川の線形を変えられれば道が少し広くできるのかなということで、今、頭の中で思っておりますので、時間は少しかかりますけれど、査定があって実施設計、入札となるものですから。ただ、今のところ、査定の時期が迫っております、職員もばたばたして、急に話を詰めるということができないんですね。やはり地元の方とも協議をしなければならぬし、やはり川の流れの形を変えらなければ。今、コロナ禍でどうしても、どこも行けていません。25 か所ぐらい、あと残りがあつたんですけれど、地域にですね。千綿地区に学校のことで出向ただけで、遠目とか、そっちの方、千綿の方が大概に行きましたけれど、彼杵の方はほとんど進んでいません。もし、コロナでどうにかなれば少人数だけでも、役員さんだけでも話を、まずさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

そういったことで前向きに検討をしていただいて、より住民の方の利便性を高めるような施策をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、一番最初の答弁の時にお答えいただけませんでしたけれど、庁舎移転について、シミュレーションあたり、いろいろ検討をされていると思いますけれど、総合会館に移転とか、新庁舎とか、この間聞いた話では耐震化を現庁舎ですとか、そういった話が出たとか聞いております。やはり、ここに来ては、将来を見据えた考え方を、その場しのぎではなくて、ある程度腹をくくった取り組み方が良いんじゃないかなと。今日も昼食の間に議員の間で出ておりましたが、その方が良

いんじゃないかなど。議会の方もいろいろ今から検討をされるような話も出ておりますので、その中で結果は、結論は出るとは思いますが、町長の考えをここで聞いておきたいと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

基本的には、私は議員さんの意見で決まらざるを得ないというか、まず役場の位置を決める条例が可決できませんと、そっちに行ったりあっちに行ったりとできませんので、ここは私たちが提案をして、どうしてもそういう形で、ごたごたせずに思い切ってどんとやれと決まれば、私はそっちの方向でも進めさせていただきたいと。ですから、ちょっと時間がないということが申し訳なかったんですが、本来なら波佐見も川棚もそうですが、基本計画、基本設計、実施設計と5年ぐらいかけて、住民説明会も含めてやるべきところだったんですが、どうしてもうしろが決まってしまったもんですから、時間がなかったもんですから、副町長をトップに委員会を作って総合会館の改修にも入るといことですね。ただ、皆さん方の意見が、そういう10年後、20年後を見据えてせよとおっしゃれば、私はこれは議会の議決が一番大事でございますから、そういう形で進むのはやぶさかではございませんので、皆さん方のご意見を十分お聞きして進めさせていただきます。どうしても、私がごり押ししても、予算が通らなかつたら進めないもんですから、基本的に役場の位置を決める条例が可決できないと動けませんといことでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

教育長が答弁もれがあるそうなので許可します。教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほどタブレットの配布の件で既に全員に配布したかのような誤解を受ける発言をしましたが、全員分配備していますといこと、実際に子どもに配布ができたのが、今、中学校と彼杵小です。中学校は9月1日、彼杵小学校は9月6日にタブレットの貸与式を行っております。千綿小学校の方は、移転作業の関係もあって若干遅れておりますが、準備が済み次第子どもたちに貸与するとしておまして、普段は専用バッグに入れて机の横に置いて、いつでも使えるようにするといこと。家庭への持ち帰りは、今、準備中でございますが、準備ができ次第。子どもたちは家庭で誰も知っている人が居ない中でやるわけですから、学校できちんと使い方を教えないとできませんので、もうしばらく持ち帰りは時間がかかります。すみません、以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

と言いますのは、結局6日に貸与式をされたといことは、先ほども言いましたけれど、全学年ですか、千綿は別といことだったんですが、全学年、1年生から6年生まで、全学年ですよ。確認をしておきたいと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

そのとおりです。全学年、全員に配布といこと。ただ、新しいタブレットと今まで使って

いたタブレットがございます、40台分ですね、1学級。それは、たぶんそのまま1年生が使うと思います。新しいタブレットはその他の学年にということになると思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、4番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後14時10分）

再開（午後14時18分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番議員、立山裕次君の質問を許します。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

それでは、登壇しての質問を行います。

1、教育行政と児童・生徒の新型コロナワクチン接種について。

今年4月、宮城県の小学校で防球ネットの支柱が折れて児童が死亡するという事故。同じく6月には、千葉県で下校中の児童が死亡するという事故が起こっています。また、小学校の1クラスの人数減、5、6年生の教科担任制の導入などによる教員の確保の問題があります。そのような中で次の点についてお尋ねします。

(1) 国から校内の設備について点検をするよう指導があっていると思いますが、点検はいつ行い、結果はどうだったのでしょうか。

(2) 通学路などについてPTAや地域の方から危険箇所の改善要望があっていると思いますが、対応はどのように行っているのか。また、早急に改善しなければならない場所等はあるのか。

(3) 5年後には小学校の全学年1クラス35人となります。東彼杵町の場合は2年生と6年生が現在なっていると思いますので、来年度から3年生になるのかと思います。今後入学する児童を含め教室等の問題はないのか。その他問題点や改善等はないのか。

(4) 2022年度から小学5、6年生の英語、算数、理科そして体育の教科担任制の導入が行われると聞いていますが、町は予定どおり行うのか、その場合教員の確保はできているのか。

(5) 12歳から15歳までの児童・生徒に新型コロナワクチンの接種が行われていますが、夏休み中の接種状況と問題等はなかったか。

大きな2番目、ふるさと応援寄附金の活用方法について。

ふるさと応援寄附金については、令和2年度3億円を突破し順調に増額をしています。

寄附をしてくださった方は、東彼杵町の将来に対し有効に活用してもらいたいと思っていられると思います。そのような中で活用方法について次の点をお尋ねします。

(1) 東彼杵町で子どもを育てるメリットとして、児童・生徒の給食費の無償化を行い、働き盛りの保護者が町外に出ていかないようにできないか。

(2) 今年度、農水省は、農家の経営継承を支援する事業として補助金（最大100万円、国と市町村で2分の1、一定の条件あり）を支給しています。今後、農家の後継者は減っていくことが予想

されますので、遊休農地を増やさないためにも、後継者に対し、町独自の補助金等を考えられないか。

3、町営バス発着場の移転について。

現在、道の駅の改修が行われています。駐車場が整備された後の現在の仮駐車場の活用については決定していないと思いますので、町営バスの発着場として町民が集える場所にできないかと思いますが、町の考えをお尋ねします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の方から通学路の危険な所とコロナの2点を先に回答させていただきます。

まず、通学路の方でございますけれど、今、計画をしております元中学校、小学校になりましたが、その下に住宅を建設する予定でございますが、その辺を併せて、道幅が狭いもんですから、通学路拡幅を計画いたしております。団地を作るのと一緒にですね。そこは取り組んでまいりたいと思っております。

それから、酒井製茶の下の交差点は、千綿小学校でございますが、カーブミラーの向き等がよく調整できておりませんのでその辺の点検と、それからこども園のつばさからの横断について、新校舎側からの見通しが悪いということで、横断歩道のない道路を横切ることに対して危険性を指摘されており、当該箇所につきましては、車の視認性を良くするためにカーブミラーを新設したり計画をしております。そして、もう1点は、またこれも千綿でございますが、旧千綿小学校グラウンド横の崖になっている箇所がございまして、そこを危ないということで今工事を進めているところでございます。

それから、テニスコート横断歩道の所もそうでございますが、極端に狭い箇所を確認して回っておりますので、あとPTAの方から危ない所は随時、毎年要望がっておりますので、これは建設課で対応できる所は建設課で対応はしますし、あと、国土交通省にお願いしなければいけない所はそういうことで調整をいたしております。

次に、コロナワクチン接種でございますが、対象者が12歳から15歳までですね、252人のうち8月末までに2回目接種まで終了した方は105名、41.7%です。事前の希望調査におきまして夏休み期間中に接種を終えたいと回答された方は85名でしたので、各家庭の接種意向には一定答えることができたと考えております。

ワクチン接種には不安や緊張などからトラブルもあり、この点で子どもは大人以上に配慮が求められることから、接種当日に必ず保護者の同伴をお願いしており、接種前の医師による予診の際には、子ども及び保護者に対して接種にあたり不安な点がないかなど丁寧に対応をいただいた結果、他の年代と比較して特段の問題は発生いたしていないということでございます。

ふるさと納税でございますが、給食費の無償化につきましては、給食費の無償化は今後永続的に、今のところ2600万円ほどお金を集めております、皆さん方からですね。これは、ふるさと納税が恒久的な財源として安定して収入される保証もないことから、全額の無償化というのは、ちょっとかなり厳しいかなと私は考えておまして、助成はいたしておりますので、少しずつ助成はしていきたいと思っております。

これはなぜかと申しますと、ほとんど県内も無償化ということはないようでございまして、補助も、例えば、松浦市などは3人目からしていましたけれど、3月で取りやめという状況もお聞きいたしております。そういうことで給食費の無償化というのは、かなり厳しいのではないかと。ふるさと納税が安定的に入ってくれば2600万円をずっとして良いですが、一度始めてしまえば途中で止めるわけにはいかないということでございまして、財源の確定ができないということで、無償化は今のところ検討できないということでございます。

これは、教育基本法と学校給食法の規定で、施設の整備や調理員の人件費は設置した市町村、自治体ですね。材料費は保護者負担と決められているところでもあります。だから、それは当然、児童手当も皆さん子育てに出しておりますので、全てを含めてそういう形で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

後継者に対しましては、必要に応じて独自の補助制度も設ける考えでおりますので、その場合はふるさと応援寄附金を財源にと考えております。経営、継承や発展支援事業を新たに設けられましたので、しかしながら事業要件のハードルが高いなど、県全体としては要望が少ない状況と聞いております。新年度の新規事業としてですね。本町におきましては、新規就農者支援事業でも最も利用されているのは、国の農業次世代人材投資事業でありまして、これまでアスパラガス、いちご、お茶農家などが利用され、初期の経営安定に大きく寄与してまいりました。この事業は次年度見直され、新たに親元就農を含め新規就農者が新規投資に借りた資金の償還支援や半農半Xなど多様な担い手を支援する内容となっております。

国が予定するこれらの新規事業は、議員のおっしゃった経営継承、発展投資支援事業も含めて地方自治体の義務負担を伴うものとされているところでございます。

次に、町営バス発着場の移転についてでございますが、重点道の駅整備の中でも検討されたようでございますが、道の駅に農産物を出品したり、買い物に来たりと町民の皆さんの多くが車で来られています。また、県外県内からも多くの方が車で立ち寄られ、駐車場が不足することもあり、町営バスを場内に発着させると事故等の危険性が高まるのではないかなと思っております。また、道の駅前の国道にバスポケットを作ることから、来客の利便性は高まるということから、発着場は計画をされていないということでございます。

仮駐車場につきましては、以前の老人ホーム跡地でございますが、道の駅が持つ集客力を生かした活用という視点で利用を考えてまいりたいと思っております。

現実的に、今、駐車場が広げられておりますけれど、整備後は、小型車両が70台、大型車両が10台、現状からいきますと小型車両が15台、大型車両が6台分が増えるだけでございまして、ほとんどあまり変わらない。土日、祝日においては駐車場が全く足りない状況でございまして、今後、バスセンターにつきましては、信号とか交差点問題等もございまして、その辺はまた、今ちょっと私が意見を述べるところではございませぬけれど計画はございまして、全体的に考えて町バスをどうするかも含めて検討をさせていただきたいと思っております。以上、登壇しての説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

立山議員の質問にお答えします。私からは、1番、3番、4番についてお答えいたします。

まず1番についてですが、各学校では、子どもたちが日常的に使用している施設設備等については、毎月安全点検を実施しています。それ以外の使用頻度が少ない施設設備等については、学期の前や後に定期的安全点検を行っております。今回の宮城県の事故を受けて、国や県から通知が来る前に、各学校とも4月末から5月初めにかけて臨時点検を行っております。小学校2校は異常はなかったとの報告はありましたが、中学校は1階パソコン室前の外廊下の消火用給水管付近の塗膜片の一部が剥離して落下していたとの報告を受けました。すぐに業者に点検をしてもらい修復工事を完了しております。その後5月26日付けの通知を受けて再点検をした学校もあります。異常はなかったとの報告を受けております。

3点目の小学校における35人学級編成についてですが、これは彼杵小学校が該当します。現在10学級ですが、令和4年度から11学級となり、これが3年間続きます。一番心配されるのが教室不足ですが、令和4年度が最大限となります。特別教室を転用することで解消できると判断しております。また、児童数の減少の影響で、6年後の令和7年度からは学級が減に転じてきます。

それから、4点目の小学校高学年の教科担任制についてお答えします。今のところ、文部科学省からは具体的な内容についての通知は来ておりません。教育委員会方針としましては、教科担任制の良さをできるだけ生かせるよう推進していきませんが、学校の実態に応じて校長の裁量に任せることとなります。既に、現在でも2校は5、6年生で理科の専科を実施しています。彼杵小学校では、それに加えて5年生の音楽、6年生の外国語でも専科を実施しております。担任同士が教科を交換して行うこともできますが、課題もあります。

また、教員の確保については、既存の定数措置は学校の規模によって教員の定数が決められており、定数にプラスして教員数が配置される加配措置がなければ専科教科が限られてきます。規模が小さい学校ほどその傾向は強くなるということになります。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

まず最初の(1)からいきます。毎月、小学校の方は点検をされているということなんですけれど、4月、5月で小学校はされたという話だったですけれど、千綿小学校は新しく旧中学校がなりましたですね。今の、旧千綿中学校、千綿小学校は2年間ほど校舎を使っていなかったと思うんですけれど、あそこについても、当然、改修はされていますけれど、改修ではなく点検とかもされているということは間違いないですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

確認はしていませんが、毎月するように法でも義務付けられておりますので、実施していると思います。問い合わせはしていません。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

そこは確認を、やはりされていた方が良いかと思しますのでよろしくお願いたします。

次に、(2)の方ですけれど、色んな所、早急にされなければならない所があるみたいなんですけれど、PTAの方から毎年、たぶん要望が出ているのではないかと思うんです。まだ要望が出ていてできていない所、そういう所はあるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

通学路で全てが対応できるとは限りません、できていない所もあります。ありますが、その辺は十分注意をしながら、例えば、通学の時に民生委員の方とか区長さんとか一緒に登校をしていただいておりますので、そういう形で注意はしております。ただ、早急にしなければいけない所はできる所から進めておりますので、全てができていないということはないと思います。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

それでは次、(3)ですね。教室の問題は解決ができるということによろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

はい、できると思います。できます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

はい、わかりました。

そうしたら(4)ですね、次にいきます。来年度2022年度から小学5、6年生は教科担任制になるということで、今のところ、県の方からも通知等は来ていないということなんですけれど、いつ頃と言いますか、もし始まるとした場合は、もう半年切っているというか半年ですね、保護者等にも説明とかいるかと思うんですけれど、もし来るとしたらいつ頃来るかもわからないですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

児童数が変わらなければ学級数も変わりませんが、児童数が変わると学級数も変わってきますので、それが最終的に1月20日ごろが一旦の確定になります。それから県、あるいは国からの配置、加配というのがあるんですけれど、それをどこに割るかというのを県がやりまして、人事異動の少し前ぐらいにわかってくるというような感じですので、年度末近いところ、その辺にならないと教員数が何人になるかちょっと確定が難しいというところです。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

年度末というと2月から3月にかけてかなと思いますけれど、その時に、今、教員のことで特に教員のことですけれど、もし、教科担任の先生が来れなかった場合、各学校の方で校長先生とかにお願いされるような形で言われましたけれど、例えば、中学校の教科担任の、もっていらっしやいますよね、その方を小学校で使う、使うという言い方はちょっと、小学校に来てもらうとか、そういうことは考えていらっしやいますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

今のところは考えておりません。小中連携ということでいろいろ研修会を昨年度からやっているところですが、教員のレベルで中学校の教員が小学校の授業を見に来たり、小学校の先生が中学校の授業を見に行ったりして、小中がうまく連結していくように、そういう体制はとっておりますが、直接的に中学校の先生が小学校に来て授業をするということは、まだ考えておりませんし、そこら辺の時間割の調整とかも大変複雑になるかと思しますので、今のところ、ちょっと考えておりません。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

もし、もしもの話をしてもいっしょかもしれないけれど、令和4年度から教科担任制になった場合で、教科の先生がいらっしやなくて町が講師なりを採用した場合に、県からの補助などは出るでしょうか。その辺はわかりますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

補助は出ない、出ません、今のところ。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

東彼杵町の3校とも小規模校なんですね、言われたとおり。確かに、教科担任制となれば厳しいなというのはわかっていますけれど、宮崎県とか、他所の、長崎県もひょっとしてしているのかもしれないけれど、宮崎県とかでは、小規模校をモデル校としてやっている所がある。そういう所に研修に先生方も行ってらっしゃると見たんですけれど、長崎県でそういう所を、やっている所はありますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私は把握はしておりません。ただ、文科省の情報では近隣の小中間とか、先ほど言われた小中間での教員の乗り入れということも例示としてはありますが、県内の実例というのはちょっと把握しておりません。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

そうしたら、小規模校のやり方というのは、普通の大規模校とはたぶん違うんだらうと思うんですけど、その場合、例えば2月の末、3月のあたま辺りにわかったとして、例えば、春休み中に小学校の先生方に研修とか、要するにモデル校ですね、長崎県ではないかもしれませんが、私が知っている範囲では宮崎県にあるらしいんですよ。ですので、そういう所に研修に行かれるとかということは考えていないですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

研修に行くとかということまでは考えておりませんが、情報を得て勉強したいというふうに思います。学校の方は、やはり次年度の学級担任が決まらないとなかなか進められないところがあると思います。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

わかりました。

次に、新型コロナワクチンの接種のことでお尋ねいたします。

個人接種と集団接種が行われているんだと思いますけれど、東彼杵町内の場合、子どもたちの個人接種と集団接種はどちらが多いですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、アンケートをまず取っておりますので、ワクチン接種につきましては集団接種でも構わないという方が74.8%ございまして、個別接種で受けたいという方が25.2%ございました。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

それであれば子どもたちが集団接種で受けて良いよということであれば私は良いかなと思いますが、個人的には個人接種を勧められた方が良かったのかなと思っていましたけれど、その辺はアンケートの内容どおりで良いと思います。

であれば、集団接種が多ければ、副反応などは把握されているんじゃないかと思いますが、もし個人接種で各病院で受けられて副反応等がなかったと思いますけれど、そういうところの確認というのは保護者の方たちにされているのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この副反応につきましては、集団接種につきましても看護師の方が見て観察をしますけれど、判断はお医者さんがされるものですから、個別接種となればお医者さんがして、もし副反応が、重大な事故が起これば報告する義務がありますものですから、上の方にですね。県に報告をして処置をされます。今のところ報告を受けていませんので、スムーズにいつているのだろうと。ただ、1点思いますのは、子どもたちも基礎疾患とかアレルギーがあって打てない。打っていない方の、例えばいじめとかなどに発展してはいけないということで、個別接種も当然考えております。あまり、皆が打ったか打たないかというのは公表するのはいかがなものかなと、私はちょっと躊躇いたしているところがございます。そういう形で、ただ、順調に、議会だけの話でございますが、進んでいるということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

今、たまたま町長が言われたんですけど、接種した、しないでいじめなどは起こっていないということで、今の話でいくとよろしいですか。

中学3年生なんですけれど、受験を控えていると思います。ワクチンを接種しているしていないということで受験等には影響は全くないんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

受験生については、ちょっと影響がある子、ない子もいると思いますが、特に受験については問題ないと思っています。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

受験も2月ぐらいからだと思いますので、その辺は確認を出来ればされて、個人の自由とは確かにあると思いますが、受験等に響けば今後の人生変わってくるかもしれませんので、その辺は保護者の方とよく話をして進めてもらいたいと思っています。

次に、ふるさと応援寄附金の関係なんですけれど、まず、給食費の無償化。それに入る前に、令和元年度と令和2年度で、寄附金の寄附をされた方、寄附をされた方の希望する項目というのが変わっているんですよ。ちなみに、元年度が子どもたちの健全育成及び健康増進に関する事業、自然環境保全及び緑化に関する事業、教育文化活動及びスポーツ振興に関する事業、地域文化の伝承及び育成に関する事業、地域産業の育成に関する事業、その他目的のために必要な事業となっています。2年度は、項目が東彼杵町の新しい魅力を作り出す事業、東彼杵町に今あるものを活用する事業、魅力的な東彼杵町の基礎を守る事業、東彼杵町民の生活を守る事業、人と人を繋げ未来をつなぐ事業、その他目的達成のために町長が必要とする事業と令和2年度長崎大雨災害となっています。これを変えられたのは何か理由があるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

新しく変えた分には、東彼杵町の新しい魅力を作る事業以下、東彼杵町総合計画に載っている事項でございます。こちらの事項に当てはめることで予算の方が使いやすいのではないかとということで判断し、こちらの方に変えさせていただきました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

ちなみになんですけれど、1点だけで良いですけれど、東彼杵町に今あるものを活用する事業というのは具体的にどういうことかなど。例えば、寄附された方に聞かれた場合にどういうふうに答えを出されるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

先ほど申しましたとおり、総合計画の方を参考にしてということでございます。例えば、新しい魅力を作り出す事業ということであれば、基本方針として活力あるコミュニティづくりであったり、雇用創出により定住の促進、計画的な森林づくりの推進など総合計画の方に記載がございますので、そちらの方に当てはめて使うということで考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

わかりました。

給食費の関係なんですけれど、約2600万円ほど、あとかかるということで話をされたんですが、実際、ふるさと応援寄附金が今のところ順調に増えております。この制度が確かにいつまで続くのかということも不透明なところがあるんですけれど、例えばなんですけれど、一回されたらしなければいけないという町長の答弁があったんですけれど、条例を作って、例えば寄附金額が3億円を超えた場合は、給食費は翌々年度は無償にします。そういうことはできないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この子どもさんを育てるのにこの給食費というのは、公器に頼るのではなくて家庭、家庭です、子どもと一緒に育てるということですね。だから、私は給食費を無償化したから人口が増えるのではないかと、子どもが来るのではないかと、全く私は今のところ反映できていない。というのは、全国で4%ぐらいしか無償にしている所はないんですよ。もっとそういうことで人口がどんどんくれば、もっと広まっていくのではないかと。長崎県下もたぶんそう、ゼロに近い、ゼロだと思うんです、今のところ聞いた所はございませんから。ただ、私の方針としては、地産地消も含めて少しでも助成をしていきたい。今回、コロナ禍で、1000万円以上を給食費に投入いたしておりますので、財源があれば、少し助成だったらある時に持ち込めるし、厳しい時にはちょっと半分になるということが動きやすいものですから、そういう全額というのは私は考えていないというところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

町長のお考えでいきますと、給食費を無償化しても人口は増えないんじゃないかということですね。私の中では、少しでも働き盛りの方が東彼杵町に残ってもらおう。あるいは来てもらうようになるかなと思って、今回これを出しておりましたので。

そうしたら、全額とは言いませんけれど、例えば、令和2年度の先ほど言いました項目の中に、令和2年度長崎大雨災害というのがあるんですよ、これに対して寄附しますよというのが。この形で、例えば児童生徒の給食費に使ってくださいという項目を作って、ここに寄附された、例えば100万円かもしれませんし300万円かもしれません。それを例えば翌々年度の給食費に充てるということとはできないですか。

○議長（吉永秀俊君）

ちょっと私語を慎んでください。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その給食費にこだわるのではなくて、今、災害も起きていますから、私は企業版ふるさと納税も進めていって、災害も含めて応援をしていただけるような形にできないかどうか。給食費につきましては、私はできる限り私の選挙公約でもありますので、助成は少しでもできればなと考えております。今のところ、立山議員の考えとちょっと違うところは、全額の無償化はできないということでございまして、ふるさと納税も企業版のふるさと納税を立ち上げて、例えば災害とかなどをまず優先をしたいということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

わかりました。

次に、農家の後継者の方に対する補助金の関係なんですけれど、私が、今年、農水省がされたということを新聞で見たんですけれど、これは第一次募集があつていまして、たぶん少なかったんだろうと思うんですけれど、今、第二次募集が9月28日まであつていましたので、これから、東彼

杵町もできないかと思いを聞いています。

調べていたら、親元就農というのは、結構少ないというか、なかなかしにくいという部分があると思います。新規就農者とかには年間 150 万円とか、親元就農でも、例えば違う作目を作ったら支援がありますよというのはたぶんあると思うんですよ。先ほど町長が言われた来年度、次年度から親元就農にも支援がありますよと言われたことがありましたよね、確か。そういう記憶があるんですけど、それに関して概要的なものがわかっていたら教えていただけますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

後継者支援制度については、先ほど町長が申しあげましたように、現状は農業次世代人材投資事業というのがありまして、1年間 150 万円。現行制度では、1年目から3年目までが年間 150 万円、4年目、5年目が 120 万円に下がっております。これが現行制度です。来年度からどうなるかという、トータル 1000 万円。新規就農の場合、3年目までの投資に 1000 万円交付金を送ることができるようになります。財源の内訳は、2分の1ずつ国と、地方という書き方がしてあります。それが県費が入るかという、どうも県費は入らないだろうということで、町が持たなければならないというふうに考えております。

このやり方が無利子融資で、今論じられているのは、償還期間を 10 年を想定してあります。1000 万円を 10 年かけて償還をすると。それに対する国と町が補助、償還の支援をやっていくというような形です。今の制度のように、最大月額 13 万円を 3 年間。そういう資金としてもらうこともできて、残額については、機械設備とか、そういったものに使えることができるということで、今の制度を拡充したような程度で検討をなされております。

昨日、野上大臣が、今後詳細については、地方の意見を聴いて検討するという書き方をしていますけれど、1000 万円の 2分の1、地方、国の負担は変わらずに、運用については、今後煮詰めていられるのではないかとというふうに考えています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

これは山梨県が今年度からされているみたいなんですけれど、親元就農ですね。別に新しく作目を変えなくても、そのままの、親元就農を新しくされると、子どもが親の代わりですね。されるというのに 100 万円。県と市町村みたいですけど、にされるということでなっているんですよ。

元々、東彼杵町も遊休農地がものすごく増えて、イノシシが増えて困っている部分がありますので、早め早めに何か後継者を作るのが良いのかなと思ひまして、国、県がそういうただ単に親元就農の場合は出せませんよということであればですよ、町内で、単独で、まあ金額はそれは大きな金額は出せないかと思ひますけれど、いくらか親元就農に、ただ単に親元就農を子どもがされると

いうのに出せないかなということではちょっとお尋ねだったものですから。その辺について、その点について町長の見解をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、その方向性を、親元就農の場合の支援とそれ以外の場合の支援というのでも検討していかなければならない。これは、立山議員がおっしゃるように、今後農家をずっと継続していくためには、そういう形の町単独でも今後検討をしていかななくてはいけないと思っております。これは、他の市町の状況も勘案しながら、研究をさせながら進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

農林水産課長から補足説明がございますので許可します。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

補足をさせていただきます。

親元の考え方ですけれど、次年度から担い手ということで正式に位置付けられます。半農半Xと親元就農ということは、担い手に位置付けられる予定です。ですから、おそらく対象となります、まだ正式な説明はあっておりませんが。

あと、今、農林水産省が、本年度から3か年打ち出しております立山議員がおっしゃった支援の内容なんですけれど、制度名が発展という言葉が入っているんですよ、事業名にですね。経営継承発展等支援事業ということで、発展という要件が非常に厳しい条件がありまして、なかなか誰もかれも取り組めない。本町にも対象者はいるんですけれど、確認したところそこまではできないということで辞退された経緯があります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

特に、先ほど町長も前向きな検討をされるようなお言葉を頂きましたので、検討をしていただきたいと思っております。

次の町営バスの発着場のことなんですけれど、先ほど町長は、今現在作っている駐車場のことをひょっとしたら言われたのかなと思うんですけれど、私は、今、砂利と言いますか、ロープで仕切ったある駐車場のことを考えているんですけれど、あそこには何か作られる予定があるということではよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど申し忘れていましたが、今の砂利の、以前老人ホームの跡地ですね。これは、道の駅が持つ集客力を生かした活用という視点で利用を考えております。と言うのは、以前、コロナ禍の前はトラック市とかしましたけれど、当然、道の駅だけでは物品を出せない、狭すぎるということもございまして、その他の方の、例えば土曜日、日曜日という形でするなら、そこを利用していかな

ければ他にないものですから。だから、先ほど言いましたように、バスの発着場は今の所で検討して、その後、また展開が変わればそういうバスをどう動かしていくか考えておりますので、今は発表できませんけれど、道の駅は道の駅としての活用、そういう形で物産も含めて活用していきたい。ですから、バスはそのままこちらの図書室の方をそのまま維持をするということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

平成27年度に重点道の駅に指定をされた時の東彼杵町から出されている、こういうことをしますという中に、町営バス又は障害支援施設さんと、道の駅と住民の方を回すような形で道の駅を活用しますよということで、たぶん重点道の駅に採用されたんだと私は思っているんですけど、これに対して進捗状況はどうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

重点道の駅に指定された時にそういう形でございますが、私が今考えていますのは、図書室も含めて道の駅と一体化をさせたい。そういう方向でいきたいと思っているものですから、駐車場が、当然向こうとしては情報センターもあって足らなくなっておりますので、そういう形で。

こっこの今のバスセンターがある所も含めて道の駅と一体化をさせた行動と言いますか、半径を組んでいきたいと考えております。とりあえず砂利道の方は、農産物の販売とか、そういうのを町単独でできないかどうか、道の駅と協議をしなければいけませんけれど。一応、前回しましたトラック市などは快く引き受けて了承を頂いたものですから、そういう形でしました。本当に、農家の方ももっと販売をしたいけれど場所がないとおっしゃって、道の駅にもお尋ねをしたんですけど道の駅は対応はできない。これ以上は拡張はできないということでございます。これは、町としての考え方で、そういう形で活用したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

個人的に、先ほど言われました、もっと野菜を置きたいとか、そういう話があるのであれば、町営バスの発着場だけではなく、そういうことももちろん考えながらとも思います。

一番大事なのは、高齢者の方ですね。高齢者の方が道の駅に買い物に来て買いました。でも持って帰れない、例えばですね。その場合、バスで来てバスで帰るけれど、例えば午後から道の駅なのか、町なのかわかりませんが、要するに委託をされるかですね、何かで。午後から例えば配送しますよと、そういうようなまちづくりをされたら高齢者の方が外にも出ますし、自分で買い物して好きなものを選んでとか、そういうことができるのではないかとあって、そのための重点道の駅の施策だったのではないかと私は思っていますので、そのためにはバスの発着場があるのが一番だし、今度、休憩室が、トイレの横に情報室という名前になっていますけれど、休憩前できる所も少しあるみたいですので、そういう所で休憩されたりとか、そういう道の駅に皆が集えるような場できないものかと思ひまして、今、こういう意見を出しております。

図書館を含めたバスセンターがあるんですけど、あそこもいずれ図書館とかは解体するなり、なると思うんですけど、その場合に、あそこにそのままバスセンターを残されるのかどうかということですね。もし残されるのであればそれで良いですけど、残されないのであれば、今、綺麗になった道の駅でできないかなと思ひましてこういうような考えでいるんですけど、町長的に、まず図書館の方はどういうふうを考えているかをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、長寿命化を計画で、寿命がほとんど来ている感じになってまいりますので解体はしなければいけません、バスセンターは、バスセンターでそこから一体化させるということは、道の駅と一緒にラインが組めるのではないかと検討をしておりますので、そこはそこで残して。あと、今度は学童保育の方もございまして、その辺も含めて、今すぐにはできませんけれど、長期的な計画の中で計画をしていきたいと考えております。バスはバスながら、今、一番ネックだと言っておりますのは、信号がなくなれば交差、そのあれもできないとなれば、当然、道の駅の方に動かざるを得ない。車が進入、出たりする時はですね。そういうことも考えながら、私は一体化をしていきたいと考えているところであります。だから、場所は、バスセンターは向こうに持って行く。向こうの活用も今度はちょっと計画をしていかなければならないものですから、バスセンターはバスセンターでこっちに残ってもらって、そういう活用に、方向にいくということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

終わりですか。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

これで、2番議員、立山裕次君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後3時10分）

再開（午後3時18分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、定刻前でございますけれど、皆さんお揃いのようにございますので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番議員、浦富男君の質問を許します。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

通告しておりました1件の質問を始めたいと思います。

1、大音琴川河口付近の川底及び川側面の整備について。

今回の豪雨、8月12日から8月17日までの間、本町におきましても土砂災害警戒区域及び避難指示などが出され、各所で通行止めとなりました。大音琴川河口付近も豪雨のため、橋桁まで水嵩

が上がる状態でした。

河口付近には住宅が密集しており、3年前の豪雨と同じ状態に住民の方も不安でなりません。住宅地の上には JR の鉄橋と国道 205 号線の橋が隣接しており、橋の下の川底には葦の山ができ川幅が半分しかない状態です。今後、同じような豪雨があれば橋から水があふれ、住宅地に浸水し、国道 205 号線及び JR 鉄橋も通行止めになりかねません。災害が起きる前に整備を急いでもらいたい。

1、国道 205 号線橋及び JR 鉄橋までの川底面の整備。2、河口付近の川側面の整備（川側面の石垣が崩れないような補強工事）。以上 2 点の回答をお願いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

浦議員の質問にお答えをいたします。

まず、国道 205 号橋の下でございますけれど、議員ご指摘の箇所につきましては、建設課といたしましても土砂堆積の状況は、数年前から把握をしております。昨年、8 分団詰所横付近の土砂撤去を行っておりますが、その際にも状況を確認し、近い将来、土砂撤去を行う必要があると考えているというところであります。当該箇所が国道又は JR の橋梁の下を通る必要があり、橋梁部分の余裕高が不足しているため、重機の搬入が非常に困難であることから、工法の検討に苦慮しているところでございます。

当然、大きなバックホウとか下をくぐって行かなければいけないので、行けないということで、今、どういう状況で撤去をしなければいけないんですが、方法等を検討しているところでございます。当然、ここは、随分堆積をしておりますので、決まり次第土砂の除去に入りたいと思っております。

次に、(2) の河口付近の護岸整備につきましては、現況の護岸が空石積みでありまして、丈夫な構造であるとは言えません。今現在、護岸石積みに目立ったはらみなどは見受けられませんが、近年の豪雨状況を鑑みるといつ被災してもおかしくはない状況でございますので、今、彼杵川も長崎県がやっておりますが、もうここは一回取り崩しての工事は無理でございますので、たぶんもう工法としては、今、建設課とも話をしていますが、腹付けコンクリートで、コンクリートで固めるしか方法はないのかなということで検討をしております。

こういうことで、早急に取り組みはしたいと思っております。以前から把握をしておりましたが、そういうことで、重機が下を潜っていけない状態でございますから、どういう方向で上げるか、その辺を検討して時間が掛かっておりまして、申し訳なく思っております。

ただしかし、先ほどからありましたように、同僚議員の質問にありましたように、災害が起きてからではちょっと遅いということで、その前に対処できる所はしていかなければならないと思っておりますので、これは取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

この問題は、もう私が記憶した限り 10 年ぐらい前から各区長さんのヒアリング、11 月の時にやっていたと思うんですが、担当部署の方は把握されているのかなということで今回一般質問をした

わけですけど、担当部署は建設課になるんですかね。内容は把握されていたんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、建設課も把握をしております、こちらも浦議員から質問がある前から協議をしております、どういう状況で取ろうかなど。しかし、今回質問がございまして、例えば、小さなバケツを下に入れて、潜らせてすくってベルトコンベアーか何かでやって、大きなバケツですくい上げるか。どうにか検討をしないと、本当に重機が行かなかったものですから、ちょっと遅れました。これは誠に申し訳ないと思っておりますが、当然、こういう災害の前に、長年要望もあっておりますので着手をしていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

してもらえるのであれば早急にしてもらいたいという要望なんですけれど、まずあそこの川ですね、底だけではなくて幅を、河口にしては 4m ぐらいしかないと思うんです。あそこの上の上流は砂防ダム工事がある、水が全部流れてくるんですよ。それで、河口付近も石垣が今 2 段になっていますけれど、あれもちょっと河口ですから、ちょっとでも広げて水が流れやすいような状況にできないのか。その辺も検討されているのかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

河口付近は特に潮の満潮、干潮に左右されまして、いくら広げても満潮の時は水が力が弱くなって動けないような状態になるんですね。それよりも護岸を強固にして、後は水嵩を、容積を通すためにはパラペットか何かで上に上げるしか方法はない。これを拡幅するため、人家が近くにございますから、移転までしてまでは相当な金額になります。それよりも防御する方向で進めさせていただきたい。これは当然、地元の区長さんと地域にも説明に伺わなければいけません、そういう形で。拡幅というのは非常に困難だと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

拡幅と言っても、昔の小さな道があって、この前建設課で舗装をちょっとされたと思うんですけど、コンクリートで薄い舗装をされているんですけど、あそこまで水がまた来たら、たぶん流れるんじゃないかなと心配しているんです。まず川底を、早急に下まで水が流れやすいようにして欲しいという要望で今回したわけですけど、上流の砂防ダムは去年やっておられましたけれど、それをする前にちょっとやってほしかったなという希望で、今回一般質問をしたわけです。

それで、川底目の両脇に住宅が 10 軒ぐらいあると思うんですよ。もう以前から、私が議員をする前に区長をしている時からヒアリングの時も要望をしまして、ずっといたんですけど、予算がないとか順番が、他の所が優先があるからとかということ、ずっと延ばされてきたんですよ。今

回は、本当に、豪雨が来る前に、底だけでも、小さな重機でも良いから入れて、取れるだけの処置をして欲しいなと思っています。計画が終わってから、いつになるかわからないではまた住民の方もまた言ってこられると思いますので。

今後は、区長さんのヒアリングでもこの問題は出るとは思いますけれど、早急な対応を、まず葦の山を刈って欲しいということです。葦の山は前に何回か刈ってもらったと思います。でも、刈ってもらったはいいですけど、雨が降ると大音琴港内にその葦が流れ込んでいつも溜まる状態で、役場の方に何回も電話がかかってきたんじゃないかなと思うんですけど、雨が降ると、全部刈った葦はそのままにしてありますので、全部音琴港の方に流れてきます。もし、上の方を刈られる時も、葦の片付け等は行ってもらいたいなという要望もしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、葦の作業は、彼杵川も議員さんが中心となってされています。そこで乾燥したら焼却ですね。草木はもうやむを得ないと、燃やすなということではございますが、そういうことで処理をしていただければ、そのまま海に流れることもないのかなと思います。

ただ、私が言いますように、先延ばしではなくて早急にここは対処します。これは業者の方にも発注をして、直ぐ、単独工事でございますのでできるとは思います。私は、直ぐ取り組みたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

そういうことで早急に対応してくれるという町長のお声を期待しまして、早急をお願いしたいと思います。また、台風 13 号も発生しておりますし、その前に少しでも片付けられればと思っているんですけど。住民の方も前回の豪雨の時は、夜中 2 時ぐらいに、私も危ないけれど見に行ったんですけど、懐中電気を付けられて、眠れる状態ではないような感じで確認されておりました。

今回よりも 3 年前の豪雨の 때가ひどかったと思います。私は大きな写真をたぶん担当部署にやっていたと思うんですけど。これを、今、町長にやりましたけれど、皆さんも見てもらえればわかるんですけど、川ではないんですよ。一応音琴川とはないのかなと今まで思っていましたけれど、一応川ということで処理をしてもらいたいなと思っております。

区長さんの仕事だったと思うんですけど、早急にしてもらいたいということで、今回一般質問をさせてもらいました。どうか、早急にこの対応をしていただければと思います。

今回、山田川の陳情書も出ておりますけれど、他の川も、どこの部署が管理されるかわかりませんが、一応点検をしてもらえればなと思っております。上流の方に行くともまだひどいんですよ。この音琴川もここだけじゃなくて。砂防ダムが一番てっぺんの方は工事をされているんですけど、それをするより下の川の整備をして欲しかったなと私は思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

砂防ダムは、長崎県の工事でございましたもので、町がそこに力を入れたわけではございません。お願いして長崎県にさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

それはわかっていたんですよ。県の仕事だとわかっていたんですけど、それより住民の住んでいる河口付近を工事をして欲しかったなということで、今言っているわけで、上の方は田んぼのための砂防ダムなんですけれど、今、田んぼも作っておられませんよね、あそこら付近はですね。あの水は河口まで流れてくるんですよ、あそこの水がですね。上の方に材木とかが流れていないから詰まらないんです。あそこに材木とか何とか詰まったら国道は絶対冠水します。また通行止めになります。今回の豪雨でも、音琴から彼杵に出来なかったですよ。下の道も上の道も崩れ。前回、私が質問した時、町長はそういう時は波佐見の方に周ってくれと言うことですけど、波佐見の方も通れなかったんです、一時ですね。嬉野も通れない。それで、次の質問の時にしたいと思うんですけど、町道の整備をまたお願いしたいと今後は思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誤解がないようお願いしたいのは、砂防ダムというのは土石もそこで溜めて土石流を防ぐ目的もございますので、水は流れていきますけれど。そういうことで県にお願ひして、山からの土砂崩れを、そういうものを防ぐ役目もございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

これで8番議員、浦富男君の質問を終わります。

次に、6番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

先に通告しておりました3点につき質問をいたします。

まず1つ目は、有害鳥獣捕獲事業についてです。

毎年、イノシシやアライグマ、アナグマ等による農作物の被害が報告されておりますが、イノシシは年2回子を持つと言われており、ちょうどこの季節が子を連れて回っている状態です。

下記について伺います。1つ、令和2年度の捕獲頭数について。2番、被害面積はどうか。3番、被害額についてはどうか。4番、放置されている箱罟をかなり見ますが、その対応について。5番、罟設置については、猟友会員で名前、住所、電話番号等を掲示されて設置されておりますが、町外（川棚や武雄市）の方がされていると報告を受けており、どうすればよいのか。6番目、今年度購入予定の備品についてです。

大きな2つ目は、駄地公民館前の側溝工事後について、質問後の経過です。

今、地球規模でいろいろな所で災害があり、非常に生活に支障をきたしております状況の中で、令和2年9月の議会で次のように尋ねております。

この頃の梅雨時期は、何十年に一度しかないような長時間にわたる豪雨が多く、その時間当たりの雨量が極めて多いので、以前の側溝では水がはけず、近隣の家では非常に困っている。その対策

という質問でした。

その中で町長は、この町道は平成 21 年にできた駄地本線であり、現地は何回も見ている。当初、公民館の側溝の排水管を設置するように設計書に入っていたが、なぜか設置されていない。どこでどうなったかは今の時点でわからなかった状態である。その後、浄化槽設置や下水道への接続で工事をしたが、そのままの状態であった。平成 28 年に側溝設置要請が上がっていたが、地区の優先順位が低かったため対応ができていなかったの、今後は過去は過去として、地元の方と協議していきますと言われました。

下記について伺います。1 つ目、地元の方と協議していきますと言われたが、されたのか。2 つ目、区長からの要望事項は挙がっていたのか。3 つ目、区長によるヒアリングで、職員何名で受けているのか。4 つ目、課長はその中に入っているのか。5 つ目、町長はその中に入っているのか。6 つ目、その決定はどうして決められているのか。

大きな 3 つ目です。これも前の駄地公民館と同じような状況で質問いたしました。側溝工事後について質問後の経過です。

令和 2 年 6 月議会で、町営バス太ノ浦停留所から中尾方面に行った 300m 付近の道路側溝は、道路の傾斜があり、大雨のたびに周りの茶園の土砂等が流れ落ち側溝をふさぎ、道路下の池や水田も土砂の堆積で埋まっている状況である。設計ミスではないのかという質問をしました。

町長は、この時に、この太ノ浦から太ノ原線は昭和 53 年頃にかけて工事をされており、側溝下の池の土砂の堆積は上部の茶園の土砂であるので、現任者同志で話し合っ欲しいと言われました。

下記について伺います。1 つ、現地を見られたことがあるのか。2 つ目に、道路は昭和 53 年頃に工事されているが、茶園の造成はもっと後であると思うがどうか。3 つ目に、区長によるヒアリングは何番目にあったのか。以上 3 点、登壇での質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えします。

令和 2 年の捕獲頭数についてですが、合計で 1,285 頭です。これはイノシシ 961 頭、小動物 324 頭でございます。被害面積は、約 900ha です。被害額については、約 940 万円程度でございます。放置されている箱罠につきましては、放置箱罠の情報が役場にあった場合、担当職員を現地に向かわせ確認し、各猟友会へ適正管理をするよう指導をしています。なお、猟友会の安全講習会や捕獲隊の研修会等で、箱罠への標識設置及び定期的な見回り実施等の法令順守も指導をしているところでございます。

5 の箱罠設置について、他町の方が設置されているがどうかということですが、結論を申し上げますと、町外、県外の方であっても狩猟目的であれば、鳥獣保護管理法に基づき長崎県の許可を受けた方は、狩猟期間中に箱罠を設置できます。また、駆除が目的の場合は、鳥獣被害防止特別措置法に基づき町の許可を受けていれば設置できます。

今回の場合は、川棚町、武雄市の方ということですが、現在、川棚町、武雄市の方に町は駆除の許可を出していませんので、駆除ではなく狩猟目的で設置されているのではないかと推察をされます。

次、6番目の今年度購入予定の備品についてですが、これは東彼3町及び県、JA、共済組合、郡森林組合で、東彼杵地域有害鳥獣被害防止対策協議会を設置しておりますので、毎年度、広域事業として国庫補助を活用し、備品を購入をしています。今年度の東彼杵町分として購入予定の備品は、イノシシ用箱罠16基、電気止め刺し器6基となっております。

次に、駄地公民館の件でございますが、1番目、地元の方の協議はどうか。令和元年度に行ったヒアリングから地区の要望に挙がっておりませんので、要望されている方以外とは協議ができておりません。よって区長からの要望事項は挙がっておりません。

ヒアリングはどうかということでございますが、2名から3名体制で行っております。課長は入る年もありますが、これは4番目ですね、昨年度のヒアリングに入っておりません。

5番目、町長はどうか。町長は、一切入りません。

そして、最後は6番目でございますが、その決定はどうして決められるか。これは建設課内で検討し、町長決裁を受け決定をしております。判断基準としましては、地区が要望する優先順位、道路でありますと利用状況や生活密着度、災害や事故の危険性、利用者への利益還元度、維持管理面からの必要性を総合的に判断し、予算の範囲内で地区に片寄りが出ないように工事箇所を決定をいたしております。

次に、大きな3番目、側溝工事でございますが、現場は私も確認をいたしております。

次(2)でございますが、平成21年から22年にかけて造成されたと思われま。

(3)区長によるヒアリングは何番目にあつたのかでございますが、要望順位は2番目でありまして、今回工事をしておりますので、次、また区長さんの状況でどうなるかわかりませんが、順位がどのように上がってくるのか。これは、来年度要望の時に決定をさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

特に、有害鳥獣の捕獲事業につきましては、本当に町の方からは良くしてもらっていると思います。私も会員でありますので、昨年は予算が足りない、あまり捕りすぎて予算が足りない状況も出てきておりました。その中で、他の市町村とか、県などに相談をされて予算の確保をされたと聞いております。本当に、この事業につきましては、皆さんの声をされていると私は自負しております。

そして、年々、イノシシの捕獲頭数は、1,000頭を基準にしてずっと増えてきております、何年かですね。おそらく4、5年ぐらい、毎年捕獲頭数としてはかなり上がってきております。

特に、被害面積についても前の年、令和元年度は400万円ぐらいと私は聞いておりました。昨年は、被害額については900万円。その前の年が400万円ぐらいということで、ちょっと聞いていたんですけど、かなり、イノシシによる被害がまた増えてきていると思っております。

そこで、放置されているのかちょっとわからないんですけど、先ほど町外の方の二人のあれをだしたんですけど、川棚町と武雄市ですね。名前までわかってはいるんですけど。私が今まで聞いていたのは、例えば、その中の、他の地域であっても、例えば彼杵とか嬉野とか、そういったところに箱罠設置はできるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど申し上げましたように、狩猟目的であれば、長崎県の許可を受けた方は狩猟期間中に箱罟を設置できます。狩猟とは鳥獣管理法で定められた箱罟等の猟具を用いて狩猟期間中、本県は毎年11月15日から3月15日までに狩猟対象鳥獣を捕獲する行為を言います。ですから、それは、長崎県の許可を受けておられれば狩猟期間中は設置をできるということでございます。

もう一つ、有害鳥獣の駆除というのは、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、野生鳥獣が農林水産事業等に被害を与える、若しくはその恐れがある場合、環境大臣、都道府県知事、市町村長の許可を得て行う捕獲行為を言います。ですから、先ほど申し上げましたように、駆除目的であれば、町の許可を受ければ設置ができるということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今、9月ですけれど、今も設置されている方がおります。

すみません、今、彼杵の猟友会に、他の市町村から設置して良いですかという会員の形での入っている方はいらっしゃいますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

町外から猟友会に入っておられる方はいらっしゃいます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

その方は他の方から見た場合に、全部書いてありますね、住所とか名前とか全部書いてありますけれど、名前を出して良いのかあれですけれど。

そうしたら、県外の方が何人、町外の方が何人、彼杵に設置して良いという会員の方がいらっしゃいますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

後ほど、すみません、答えさせてください。人数までは把握をしておりません。

申し上げますけれど、町外の方で、本町で駆除されている方は、町内に農地をお持ちの方です。それを守るために箱罟を設置されているという理屈になります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

自分の農地とか農地を守るためだったら、その範囲の近くにして良いということですか。普通の、例えば道とか山の中のあれとかは駄目ということですね。それでも良いというわけですか。良いのですか。普通の道、農道とか、自分の畑とか田んぼとかだったら良いでしょうけれど、他の農道とかだったらいけない。そこの辺りどうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

民有地であれば、土地所有者の了解を得れば大丈夫だと思います。その他管理をされている所があれば、その管理者の許可を得る必要があるかと思います。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

わかりました。おそらく、後だって、私も名前もわかっていますので、後だってそちらの方で聞きたいと思います。

もし、違反していたら、そちらの方で何か対処をしてもらえるのかまず伺いたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

これは、駆除の場合は町の許可、狩猟の場合は県の許可でありますので、そこを十分確認をして、どちらの方に該当するのか。両方ともに該当していなかったら、応分の対応をしたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

わかりました。

次にいきたいと思います。今、かなり箱罟が放置されていると思うんですけど、今、彼杵の会員は、千綿も含めて会員は何人いらっしゃるでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

彼杵猟友会が31名、千綿猟友会が34名、合計65名になります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

その中で、毎月ずっと捕れたイノシシの数とか写真とか持って来なければならない約束もありますが、1年間通して、この65名の方、何人ぐらいが捕獲されている、数字がわかればちょっとお願いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

合わせまして後ほど報告させていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

もし、今まで入って、全然捕獲されていない方もたくさんいらっしゃると思うんですよ。おそらく、役場からも今まで猟友会の方に箱罟を補助してもらっている、最初免許を取った時に寄贈ではないですけど貸してもらえる、貸与してもらえるということで、私たちも持っています。おそらく、65人の方も全部もらっていると、貸与してもらっていると思うんですけど、全然使われていない。要するに、申請もされていない方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、そこの辺りで、全然されていないということがわかれば、やはり、捕っている方に少しでも回してあげるという意味からも、一度アンケートなり何か取ってほしいという方もいらっしゃいましたので、ご検討できないか、まずそのことを聞きたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう問題につきましては、彼杵猟友会、千綿猟友会もごございますから、会長さんもいらしゃるので猟友会の中でまず検討されて、そういう形で融通できるなら猟友会の中で話ができると思うので、町がどうせろこうせろではなくて、まず猟友会の中でそういう協議をされたらいかがかなと私は思っております。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今の意見はわかりました。是非、猟友会の方で話し合ってみたいと思います。

特に、今回も昨年に引き続いて箱罾を作っているということで数字も上げております。是非とも、なるべく皆さんに捕ってもらえるように、また、少しでも経費を出してもらえるように頑張っていて、猟友会の方も集まった時には、今、何頭捕れたとかそういう話もよくしていますので、是非とも今後ご協力をお願いしたいと思っております。

それから、大きな2つ目に入ります。

この大きな2つ目は駄地公民館前、前回質問しました。その時の町長の答えは、その時は、前のことであるので、過去は過去として地元の方と協議していきますと。いろいろ問題は、以前あったと思います。それで、そういうことを言われましたので、その後、課長さんとかも来てもらって一緒に話もしたことがあります。その時に言われたことが、区長から挙がってきた要望事項、これは後の分の太ノ原の問題も一緒ですけど、区長さんのヒアリング、そういったことで挙がってこなければなかなか難しいということも言われました。しかし、ちょうどそのときに一緒にお話をした時には、駄地の問題は上位にあるから大丈夫なようなことで言われましたので、おそらく、その後、事が進めていっていると思っておりますけれど、全然そういう気配はありません。あとの太ノ原の問題も一緒です。

そして、どうしてその時に課長さんは、ヒアリングの中にこの駄地の問題についてのことについては入っていると、今、町長が言われましたけれど、そのことを踏まえて課長はどう思っていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

上位に上がったとかヒアリングに挙がったとかは一切言っていない。そして、地元の方と直接協議をしているんです。これは、公に発表できません。協議を地元として、ちょっと問題があったもんですから先に進めることができないということです。これは地元の方と直接お話をいただければわかると思うんですが、前の午前中に出ました質問の項目の中にもありますが、そういう状況で先にいけない状況なんです。協議はしたんですが、いろいろありまして。ここで、公の場では言えませんので、今、ものすごく追及をされれば、私もしゃべらなくならざるを得ませんが、直接、本人の方にお聞きになって、なぜ役場がこれ以上進められないのかはご本人もおわかりになっていると思います。そこでストップした、調べた結果、町も。だから、簡単に約束をしたわけではございません。これは、もしおわかりにならなければ、議会が終わってからお聞きになれば、建設

課長にお聞きになれば、説明は十分にいたします。これ以上追及されますと、ちょっと、個人のことに関わるものですから、発言を控えさせていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

この駄地公民館のことにつきましては、後だってまた建設課の方に聞きたいと思います。わかりました。

次は、3番目につきましては、太ノ浦線、町長は見られたと今言われましたけれど、いつ頃見られたのかお伺いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

何年も前に見ましたし、何回も見ていますし、つい最近も確認に行きました。確かに、側溝に土砂が流れて来て閉塞をしております。下の池もほとんど埋まって、上は野菜畑か何か作ってありますね、元々たんぼだったのかなと思いますけれど。

ただ、町道がその起因者ではなくて、全部町道もそうですけれど、山とか畑とかあれば土砂は当然流れてきます。ですから、そこら辺は、町道の責任かどうか問われたものですから、町道ではない。町道が先に道を作って、その後畑とか広がれば当然土も流れてくると思います。ここは太ノ原だけではございません。でも、やはり、側溝が詰まって閉塞してしまえば町が対応しなければいけませんので、今まで区長さんの要望が挙がっておりませんでした。今度、もし区長さんから挙がってくれば即対応をしたいということで、お答えをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

前回のヒアリングの時に地元の区長さんに来てもらって、1番目に入れたよと。先ほど町長は2番目に入っていたよと言うことを言われましたけれど、1番目に入れたよということで私は受けていたんですけどいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは間違いですね。建設課長が確認して2番目だと。次に、太ノ原地区が他になれば1番に挙がって来るだろうと、今度、町単の要望で。その時は地域の要望ですので、そこは対処をしていきたいということで私は説明をしているわけです。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

私がこの1番最初、設計ミスではないのかという話をしました。それはなぜかと言うと、ここに

写真があります。おそらく、私は完全に設計ミスだと思っております。だから、もし、この写真も後だってあげますので、ご検討をお願いいたしたいと思います。一応、2番目ということで、今度、区長さんも新しくなられてヒアリングも何番目に入るのかわからないですけど、是非とも、今までの悪い面での遺産、これを少しでも解決するために頑張っていたきたいと思いますので、この3点につきまして、町長の意見もありがとうございました。これで終わります。

○議長（吉永秀俊君）

先ほど、質問に答えていない部分がありますので、それを農林水産課長から答弁させます。農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

先ほどの2点宿題がございまして、1点目の町外の方が何名猟友会に参加しているかということで、彼杵、千綿それぞれ1名ずつでございます。それぞれ1名ずつが町外から猟友会に加入されているということでございます。

2つ目の捕獲者の実人数でございますけれども、彼杵から申し上げます。彼杵猟友会が19名です。31名中19名の方が、実際捕獲をされた実績があるということです。実際捕られたという意味で、捕りに行っても捕れなかったというパターンがあるかと思っておりますので。千綿猟友会が、34名中23名の方が捕獲実績がございまして。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これで6番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了し、口木俊二君、林田二三君の質問は明日行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後4時07分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富男